

第1日目（9月1日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。ただいまから平成26年9月南魚沼議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から午後欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。また、三条印刷株式会社から市政要覧作成のため、写真撮影の許可願が出ておりますので、これを許します。

〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号15番・中沢一博君及び議席番号18番・岡村雅夫君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶものあり〕

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る8月22日の議会運営委員会において協議をしていただいた結果、お手元に配付した会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は本日9月1日から9月19日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月1日から9月19日までの19日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、市長及び教育長から発言を求められておりますので、順次これを許します。最初に市長、お願いいたします。市長。

○市 長 おはようございます。議会冒頭からおわびということで、誠に申しわけございませんけれども、1件、おわび方々ご了解をいただきたいと思っております。平成24年度南魚沼市病院事業会計の建設改良費繰越報告の失念の謝罪についてであります。本来この件は、議会に報告し承認を得なければならない案件、こういうことでありましたけれども、この報告を失念しておりました事案が発生しましたので、ご報告申し上げますとともにおわびを申し上げるところであります。

公営企業会計の建設改良費につきまして、建設改良費の支出予定額のうち、支出義務が生じなかったものがある場合においては、地方公営企業法の規定により、その額を翌年度に繰り越して使用することができることされており、その旨を議会へ報告しなければならないとされているところであります。しかしながら、平成24年度南魚沼市病院事業会計予算の建設改良費支出予定額のうち、支払い義務が生じなかったものについて翌年度へ繰り越しし、使用するための手続として議会の報告を失念しておりましたので、今議会に報告をさせていただくものであります。なお、法令に基づき行政を執行する立場にありながら、こうした事態を招いてしまいましたことは、職員の職務に対する細心な注意の不足とコンプライアンス意識

の欠如ということでありまして、深く反省をいたしますとともにおわびを申し上げ、今後このようなことが生じないように職員への指導を徹底してまいりたいと思っております。内容につきましては、病院事務部長に説明させますので、よろしくご理解の上、ご承認を賜りたいものであります。よろしくお願いいたします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは、ただいま市長が説明を申し上げました、議会への報告を失念しておりました平成 24 年度南魚沼市病院事業会計建設改良費繰越計算書の内容につきまして、ご説明を申し上げます。配付をいたしました平成 24 年度南魚沼市病院事業会計予算繰越計算書をご覧ください。本来、報告すべきでありました地方公営企業法第 26 条、これは予算の繰越の条文でございますが、第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の翌年度への繰越額について、1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、新市立病院事業整備委託におきまして、平成 24 年度予算計上額 1 億 3,520 万円のうち、新市立病院整備事業実施設計業務委託料等の中で、当該年度内に支払義務が発生した額が 3,664 万 2,200 円であったため、9,855 万 5,850 円が残額として生じました。この残額は新市立病院の建設位置の変更に伴う全体計画の見直しにより、実施設計業務委託が遅れたために支払義務が発生せず、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により平成 25 年度へ繰り越し、同法、同条、第 3 項の規定により、繰り越した額の使用計画を議会へ報告すべきものでありました。しかし、この報告手続を失念しておりましたので、深くおわびを申し上げるものです。誠に申しわけございませんでした。

配付をいたしました平成 24 年度南魚沼市病院事業決算書正誤表をご覧ください。ただいまご説明を申し上げました平成 24 年度南魚沼市病院事業会計建設改良費繰越計算書の議会への報告を失念していたことによりまして、平成 24 年度南魚沼市病院事業決算報告書 1 ページ、2 ページでございますが、その (2) 資本的収入及び支出の表中、支出の第 1 項 建設改良費の翌年度繰越額欄の地方公営企業法第 26 条の規定による繰越額 9,855 万 5,850 円が記載漏れとなっております。このため、不用額が 143 万 3,250 円になるものでございます。以上、おわびを申し上げ、説明を終わります。

○議 長 次に教育長。

○教 育 長 おはようございます。塩沢小学校プールからの塩素の流出事故について、教育委員会が学校、及び業者の指導不足ということが大きな原因でありますので、深くおわびし、経過と今後の対応についてご説明させていただきます。

8 月 28 日木曜日の午後、塩沢小学校のプールから塩素が流出して、伊田川でウグイなどの魚類が浮いて死んでいた件についての報告でございます。塩沢小学校では 8 月 22 日金曜日にプールの活動が全て終了し、8 月 25 日月曜日に担当職員がろ過機の運転を停止し、25 日月曜日と 26 日火曜日の両日、今シーズンに使用しなかった塩素剤をプールに投入しました。使用期間の切れた古いものはオフシーズンに順次処分し、廃棄する予定でした。毎年、このプールに投入し処理するのが通例となっております。その数日間は天候が不順で晴れ間が少なかったため、固形の薬剤が水になかなか溶けず、水中の塩素濃度が下がらず、濃い状態であ

りました。そんな中、8月28日木曜日の午後、市から依頼された業者がプール内の水を使用して、ろ過機のメンテナンスを行いました。ろ過機を洗う際にプールの中の塩素が高い水を使用した後に伊田川に排水したために、魚類の被害が出てしまいました。

教育委員会としては、学校と業者との連携、連絡がなかった、この指導不足を深く反省しております。このことに対して、即時、次のような対応をさせていただきました。ろ過機を再運転させ、プール内の水流を利用して塩素濃度を下げました。業者に中和剤を投入させ、塩素を中和させました。プール外壁の配水管から漏れ出ている水が若干ありまして、バケツとポンプを使い、プールに戻し、外部、伊田川へ流出することのないように対応しました。

プール内の残留塩素濃度が一定レベルに下がるまで、一定時間ごとに濃度を計測し、記録を残させました。プール内の濃度、漏れ出ている水の濃度は、8月29日金曜日午後5時の計測では検出されなくなりました。同じように県では報道機関に8月29日に第2報ということで報道しております。その中で、南魚沼市がプールの水の流出を止めており、伊田川では新たな魚が死ぬような状況または河川の水質に異常は認められていません、という報告が出具ております。

なお、学校ではプールの水を水槽に入れ、魚を泳がせてみました。この数値がゼロになったあとの水質の中で、魚は死ぬことはありませんでした。また、伊田川、魚野川の現状を見た中で、釣り人が多く釣っている状況を見て、ひとまずは安心している状況でございます。

それでは今後の対応です。市内小中学校への指導を徹底してまいりたいと思います。明日9月2日に校長会があります。今回の事故を説明し、各校に再度注意を喚起します。学校教育課では、プールに関して使用せずに余っている薬剤の量と、保管状況等について調査を一斉に実施します。本日中にまとまるものと思っております。原因の1つになった塩素については、今後は余っている薬剤については処分の方法を市で統一し、学校が処分することのないよう指示しました。方法としては、今までのようにプールで溶かすということはなく、薬剤そのものを市が受け取り、業者で処分するか、どこか処分するところを決めてまいりたいと思っております。

プール機械操作の管理の知識や経験不足が、教員の異動等で薄れておりますので、再教育を実施してまいりたいと思っております。そして、大きな原因となったプール業者と学校との綿密な連携、連絡の取り合いについて、今後徹底してまいりたいと思っております。プールの管理や操作の節目に学校管理職の許可や承認を確実に行わせるようにしたいと思います。今回塩沢小学校ではこの部分が欠けておりました。なお、きょうの動きですが、魚沼警察署生活安全課のほうが、きのう、きょうと聞き取りに入っております。この結果、新たな事実が出ましたら、随時対応してまいりたいというふうに思っております。

なお、塩沢小学校では、文書をきょうの午後に各家庭に配付し、報告とおわびをするということになっております。なお、子どもたちには、プールの水を飲んで魚を泳がせてみて、この水は大丈夫だということを丁寧に説明してまいりたいというふうに思っております。

以上、教育委員会の指導不足を深くおわびし、報告にかえさせていただきます。以上です。

○議 長 以上で報告を終わります。これは報告であります。議運で協議いたしまして、質問等のある方については、担当部署のほうにお願いいたします。議運でそのように協議をしておりますので、担当のほうでお願いいたします。

○議 長 日程第3……（何事か言う者あり）

○議 長 休憩いたします。

〔午前9時45分〕

○議 長 休憩を閉じます。再開いたします。

〔午前9時46分〕

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この経過については、もう少し共通した認識を持つべきだということから質問をさせていただきますが、よろしくお願ひします。この報告文書のファックスをいただいて見たときに、私は不明な部分がたくさんありました。それについてまず質問をさせていただきます。新潟日報等で見ますと、40キログラムの不要になったものを投入したということです。通常どれぐらい使っているかということがわからないので申しわけないのですけれども、その量が多いのか、少ないのかはちょっとわかりません。ただ、残留もあつたと思うのですけれども、その40キログラムを投入したのために、一瞬にして——あるいは、排水した量がこの報告ではわからない。その量でなぜ300匹からの魚が死ぬのか。それほどの問題かどうかというのが私はわかりませんでしたので、40キログラムの量の問題については、どの程度のものかということをお聞ひしたいと思ひます。

そして、一部を排水したその量がどの程度であつたか、そういうことが私はこの事件のまずは発端ではないかというふうにお聞ひしたので、その量についての認識をひとつ教えていただきたい。

もう1点は、塩素というものは処分すべきものなのかどうか、プールに投入していいものであるのかどうか、それが私にはわかりませんでした。そして、その塩素が、随時購入できるのか。あるいは余つたものは捨てるというやり方をずっとしているのかどうか、その辺をひとつお聞ひしたい。

一般的に劇薬だというふうに言われてはいますが、そういうものをプールに余つたからといって投入すべきものなのかどうか。一般的には考えられないものではないかというふうにはお聞ひします。購入の問題も、やはりそこにあるのではないかというふうにはお聞ひしますが、ひとつお聞ひしておきます。

○議 長 教育長。

○教育長 皆さんに急いで配付したのものについては、第1報で各マスコミに流したものを同じく流させてもらいました。当然、その部分ではわからないことがありましたので、本日詳細の報告をさせていただきます。そして、先ほども言ひましたように、今、南魚沼警察署の生活安全課が入っておりますので、数量について今のところ我々は40キログラムということをお聞ひしますが、実際にどの程度かという結果が出しだい、また対応していき

いと思っておりますが、通常量よりもかなり多い量を入れたのだと思っております。その辺の40キログラムが、通常よりどの程度多いのかについては、私は用意してありませんから、かなり多いものというふうに想定をしています。

それと、先ほども説明したように、今までもプールで処理をしていました。その部分が、ちょっと遅かったのですが、今回のような業者とのちぐはぐがあつて放流するようなことがあると危険だということで、今後は一切プールでの塩素処理はしない方向で動きたいと思っております。

それでは、どの程度の量が流れたかということですが、プールのろ過機を1回洗浄する水のみを流しました。ということで、1立米の水が流れたものというふうに想定しております。1立米の水でかなり多くの魚が死んだということで、やはりかなり濃い濃度の水であったというふうに思っております。

今、この塩素だけなのか、機械室にほかにも薬がありますのでこれがプラスして放流したのかどうかについて、調査中でありますから、わかった時点で再度の報告をしていきたいと思っております。

先ほども説明しましたように、現在の伊田川、魚野川の水質が落ち着いているということで安心はしているところではありますが、教育委員会の管理不足での今回の事故は、かなり責任を感じておりますし、今後もしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 正確な投入した量はわからないということですが、年間、例えば塩沢小学校のプールでは何キログラムを買って、何キログラム余ったかというのは、これはわかると思うのです。ですから、通常何日に一遍とか、要するに塩素濃度が減衰していくわけですから、それを補強するための量だと思うのです。それを何キログラム購入して、予定は何キログラムで、大体40キログラム余ったろうと、こういうことだと思います。そういう目算からすると、えらい量を投入してしまったというのかどうかというのがわからないと、こういうことです。

一番肝心なところを教育長は抑えていません。そして、塩素というのは劇薬ですので、そういう処理方法は絶対薬物の容器には書いていないと思います。それは何のために投入しているかと私は精いっぱい考えました。なぜかという、要するに来年使用するまでに藻が発生しないためとか、あるいは掃除しやすいように、そういう慣例なのかというふうにも捉えましたが、これは私の考え方です。投入しなければならない理由があるのかというところが私は問題だというふうに思いますので、しっかりと報告をいただきたいと思っております。

それから、もう1点は、ろ過機というのは多分不純物だと思うのです。塩素というのは滅菌だと私は思います。ですから、滅菌というのは水をかえないためとかいろいろな効用があるかと思っておりますけれども、こういった量的な問題を把握しないでいて滅菌はどう管理しているのかというのはわかりません。ろ過機がやるのかどうかもわかりませんが、その辺ひとつ

対策上は大変必要な部分だと思いますのでしっかりと把握して、ろ過機が一切をつかさどるのだというのかどうかのあたりの説明をいただきたいというふうに思います。

若干戻りますけれども、購入の方法——大量に買って、余っても仕方ない、投入すればいいのだからというような考え方の購入方法なのか、随時買えないのかどうか、その辺です。以上です。

○議 長 教育長。

○教育長 毎年、各学校からうちの教育委員会の職員が注文をとって、その量を確認して学校に渡しております。今ほどの指摘のように例年どおりになっておりますから、体育主任が変わるたびに、前例でその数量を頼むという部分が今回で発覚しましたから、その部分については今後は正していきたいというふうに思っております。それで、では毎年同じ量を使うかということなのですが、そのときのプールに大会があったとか、天候の具合とかで使用料は違っております。そして、我々は原則として、その年に配付した塩素については、毎年処分をするというふうになっておりまして、多くの学校が同じようにプールに投げ入れて塩素濃度が薄くなる処分方法としておりました。

今回のような業者との連携が密でなかった場合、例えばほかにその濃いプールに夜中若者が飛び込んだとかということもないわけではありませんから、今後は一切プールでの処分は取りやめていきたい。教育委員会もその辺の読みが甘かったということは、深く反省しております。

それでろ過機については、塩素をプールに投げ入れてほとんど塩素がなくなって、そこで目的の対応をしますから、ろ過機に入ってくる時は塩素濃度が低い状態で循環の機能を行いますので、ろ過機について塩素を有効に使って機能するという事ではないと私は思っております。ただ、ろ過機の中にも投げ入れる塩素とは別に、たくたくと少量ですが塩素もろ過機の機能上入れている部分もあります。

ただ、塩素についている効用は、配付した塩素を投げ入れて水質を守っているというのが現状でございます。ということで、各学校への塩素の配付方法、数量の確認について、ご指摘のようにそこに問題があったというふうに認識しておりますので、そこをきちんと改革し、来年度以降の管理に向けていきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 ちょっとお聞きしたいのですが、そもそもプールの水を川へ排水すると、その辺はそういうことでよろしいのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 プールの機能はそれぞれあるのですが、原則としては防火水槽ということでそのままためておきまして、シーズンになったときに塩素はほとんど飛んでいますから、プール洗浄と同時にそこで流すというふうな原則でございます。そして、塩沢のプールの機能上、RCのプールではございませんから、水圧でプールをおさえているということがありますので、塩沢のプールについては放流するという事はございません。たまたま、教育委

員会が学校と業者の連携をきちんとしていなかったために、業者がプールの水質を確認せずに点検して1立米の水を流してしまったと、この部分に大きな原因があるというふうに認識しております。

○議 長 日程第3、諸般の報告、議員派遣結果報告及び監査結果報告を行います。

報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。市長。

○市 長 改めましておはようございます。9月定例議会、19日間という長丁場ではありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成26年9月定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝申し上げますところであります。ここで、6月定例会以降の経過等についてご報告を申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。本年10月1日から予防接種法に基づく、定期接種化が予定されております水痘ワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの実施に向け準備を進めているところであります。今後とも市民への案内を的確に行いながら、予防接種事業の安全実施に努めてまいります。

平成27年度で計画期間が満了となります「いきいき市民健康づくり計画（南魚沼市健康増進計画）」であります。その次期計画策定の資料とするため、市民2,200人を対象としたアンケートを実施しております。このアンケート結果を活用し、平成27年度中に新たな健康ビジョンを策定したいと考えております。

国民健康保険事業につきましては、5月の議会全員協議会でのご説明のとおり、保険税率を据え置いて運営しておりますが、関連する補正予算を今定例会に提案いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

子育て支援関係につきましては、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度に向けて、7月25日に「第1回南魚沼市子ども・子育て会議」を開催し、会議の役割確認及びニーズ調査の項目、今後のスケジュール等について協議を行ったところであります。今後、保育の必要性の認定に関する基準や、あるいは利用者負担額等の基準について検討してまいるところであります。

次に、教育・文化についてであります。

市立城内・大巻・五十沢中学校の統合につきましては、統合協議会の中に4つの部会を立ち上げ、具体的な検討を進めております。「校名選定部会」におきましては、地域の皆様からの公募により、214件、92に及ぶ校名の応募をいただきました。校名選定部会では応募の中から数候補を選定し、市民に再度アンケートを実施しながら校名を決定したいと考えております。なお、ここに記述はございませんが、この中学校統合方針につきまして、平成25年2月27日の南魚沼市議会全員協議会で、城内・大巻・五十沢中学校の統合は、平成29年4月開校を目標に進めると申し上げたところであります。平成25年3月22日に教育委員会の

方針を決定し、平成 25 年 4 月から地区ごとに行政区長会及び各学校 P T A にご説明をいたしました。その後、城内・大巻・五十沢中学校統合協議会の建設部会におきまして、詳細な建設計画を策定いたしましたところ、既存校舎について、大規模な改修工事が必要であり、統合時の新校舎完成後に城内中学校生徒から新校舎に移動していただき、既存校舎の改築工事を行う必要性が生じたことなどの見込み違いから、統合期間時期を平成 30 年 4 月に変更させていただきたいものでございます。

この開校時期の変更につきましては、平成 26 年 8 月 27 日に開催されました第 3 回中学校統合協議会でご説明をさせていただきました。皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご了承いただきたくお願い申し上げます。今後、関係者への周知につきましては、関係各地区におきまして説明会を開催し、ご了解を得たいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に五日町、大巻小学校の学区再編につきましては、6 月 23 日から 7 月 3 日まで、大巻地区の全 15 行政区を対象に 9 会場で、意見交換会を開催いたしました。今後、大巻地区の小学校 P T A、保育園保護者会等におきましても意見交換会を実施し、より多くの意見を取り入れてまいりたいと考えております。

6 月 1 日に開館いたしました南魚沼市立図書館の利用状況につきましては、7 月末までの入館者数が 6 万 1,693 人で、1 日当たりの平均は 1,045 人となっております。今後とも「市民と一緒に作る日本一の図書館」これを目指しまして、市民に親しまれる身近な図書館となるよう運営してまいりたいと考えております。なお、近々 10 万人が予定をされておまして、このときには一応記念品等も差し上げて、また図書館を P R していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

8 月 2 日に開催したナイトウォークにつきましては、ファミリーコースとチャレンジコースを合わせて 801 人が参加し、小雨模様だったものの真夏の市内の夜景を満喫していただきました。

大原運動公園整備の多目的グラウンド改良工事につきましては、3 月定例会で変更契約の議決をいただいたところではありますが、再生砕石等の不足から再度の変更契約を 8 月 5 日で締結させていただき、今定例会に専決処分報告案件を上程しております。

次に、環境共生についてであります。

ごみの減量化・資源化等につきましては、現在可燃ごみとして一般家庭から出されている古着・古布について、10 月 1 日から別途回収することといたしました。一般家庭が対象で、処理施設と大和地域は大和市民センターへの直接搬入に限りますけれども、年間約 20 トンの回収を見込んでおります。回収された古着等は取扱業者に売却し、主に中古衣料品として東南アジア等へ輸出され再利用されるというふうに向っております。

有害鳥獣であります。8 月に入りツキノワグマが、塩沢・六日町地域の西山麓の畑に出没したとの情報が相次ぎました。鳥獣被害対策実施隊からわなや猟銃による捕獲を試みていただきました。新潟県や警察とも連携を図り、関係行政区を通じ各戸に注意喚起のチラシを

速やかに配布するなど人身被害防止に努めてまいります。

市内全域でマイマイガの発生が見られ、特に六日町地域から大和地域にかけて大量に発生し、7月22日以降、市民からの情報提供や照会が相次ぎました。7月26日には五泉市、新発田市、阿賀野市などでも大量発生しているとの新聞報道がなされ、魚沼市でも大量発生との情報を得ております。広範囲に生息する成虫及び卵を効率よく駆除できる薬剤がないことから、有効な対策をとることができませんでした。市内全域で発生拡大が懸念されましたので、急きよ市報8月1日号に折り込んで「マイマイガの生態と市民の協力依頼」を配布いたしました。一度大量発生をしますと2、3年は大量発生の状態が続くといわれております。来年度以降の発生を最小限に抑えるためには、産卵された卵塊の除去と来春のふ化後の幼虫の駆除が最も有効な対策となります。今後、生態及び駆除に有効な対策につきまして、新潟県及び関係市町村と協力しながら研究してまいります。いずれにいたしましても、市民の皆様からのご協力が不可欠となりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に都市基盤についてであります。

市の公共土木工事の社会資本整備総合交付金事業につきましては、8億5,480万円、うち国費が5億3,708万円であります。この配分がありまして、7月末時点での除雪費を除いた発注率は16%であります。なお、平成25年度の繰越予算を加えての発注率は、30%であります。平成25年度の繰越予算とともに、年度内に工事を完了できるよう努めてまいります。

昨年9月の「台風18号災害」の公共土木施設の災害復旧につきましては、平成26年度において、継続中の9か所につきまして、11月末までに全ての工事の完了を見込んでおります。

国土交通省の直轄国道事業につきましては、国道253号の八箇峠道路整備、国道17号の六日町バイパス事業・浦佐バイパス事業をはじめとして、石打自転車歩行者道整備事業、六日町電線共同溝整備事業これが進められております。

湯沢砂防事務所によります直轄砂防の事業につきましては、水無川水系（大倉地内）の砂防堰堤群事業、三国川水系（小川・土沢・蛭窪地内）の土砂災害対策事業、高棚川水系（長崎地内）の砂防堰堤群事業、登川水系これは清水地内でありますけれどもこの砂防堰堤群事業などが進められております。

県の道路整備事業につきましては、一般国道291号「坂戸バイパス」道路改築事業、一般国道353号スノーシェルター整備事業、一般県道塩沢停車場八竜新田線これは大里地内であります、この歩道整備事業が進められ、また、河川事業につきましては、十二沢川の床上浸水対策特別緊急事業、城ノ入川広域基幹河川改修事業などが進められております。

今後、市民生活に安全・安心をもたらすために、新規事業の採択、継続事業の整備促進を、国・県に強く働きかけてまいります。

住宅リフォーム事業につきましては、申請受付件数が654件、補助予定金額4,998万円、申請工事の総事業費は5億7,315万円でありまして、経済波及効果は、11.4倍と評価をしているところであります。なお、7月末時点での実績報告兼補助金請求件数は406件、支払済補助金額は2,964万円となっております。

次に、産業振興についてであります。

稲作の生育状況につきましては、一時夜間の気温が低く7月初旬頃までは草丈が「やや短」の傾向でありましたが、その後は平年並みの草丈に回復しております。茎数は平年より多めの状況となっております。出穂期は平年より2日程度早まっております。今後の気象予報では、気温は平年並み、あるいは高いとなっておりますが、近年は高温傾向となっていることから十分注意していく必要があります。また、台風11号の影響につきましては、強風それから温風の影響によりまして、出穂期の稲穂が白穂化する被害が魚野川の東側を中心に多くの圃場で見られ、さらに稲穂が強風にあおられ、擦り合った影響による変色もみなどの発生も広がっております。このことによる減収・品質低下が心配されるところであります。面積的には当初約150ヘクタール、その後すぐに300ヘクタールということでありましたが、今調査を進めている段階では、それではどうも済みそうもない400から500ヘクタールぐらいに被害が及ぶのではないかと考えております。詳細な数字をここに記すことができませんので、一応経過的にご報告を申し上げます。

八色スイカにつきましては、順調な生育状況が続き、市場価格も良好で小玉・大玉スイカとも、良品質品の出荷割合が増えておりましたが、大玉スイカにつきましては、着果数の割に出荷数が伸びなかったというふうになっております。

今年度から創設されました農地中間管理機構によります農地集積につきましては、当市の取り組みが全国では3番目、新潟県では初めての事例として報道されましたが、従来の「人・農地プラン」で取り組んでいたものを、農地中間管理機構を通して実施したものであります。今後とも地域の「人・農地プラン」の検討を基礎といたしまして、農地中間管理機構の配分計画の原案を市で作成してまいります。なお、農地中間管理機構との業務契約は5月26日に締結したところであります。

また、従来の「農地・水保全管理支払」を拡充いたしました「多面的機能支払」制度につきましては、地域関係者のご協力によりまして全農振農用地の約93%が交付対象面積として取り組みをしていただくこととなりました。市内12地区の広域組織の協定を、6月30日に認定したところであります。地域の共同活動を通して、農地農村環境の維持と地域の活性化が推進されることを望んでいるところであります。なお、本事業の対象面積確定による市の交付金追加の補正予算を今定例会に提案いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

昨年9月の台風18号によります農地農業施設災害につきましては、石打地区における魚野川の関山大堰が、市道の災害復旧との工程調整により未完了となっておりますけれども、他の頭首工や農地などは全て復旧が完了いたしました。

観光振興につきましては、新たな取り組みといたしまして新潟デスティネーションキャンペーンがJRグループを中心に4月1日から6月30日まで実施されました。当地の入込客数は、企画商品別に対前年比で、着地型ツアーは172%から221%、受け入れ企画は110%から342%となるなど、カタクリ鑑賞や牧之通りなどに大変多くの方から訪れていただきました。

デスティネーションキャンペーンは、初めての春の実施でありました。このため「新潟の

春の魅力」といたしまして「食」「花」「雪」「匠」「酒」をおもてなしのテーマに広告展示及び販売展示を行いました。来春の北陸新幹線開業を見据えまして、今後も引き続き各種キャンペーンの取り組みを進めてまいります。

雪を生かした新たな試みといたしまして開催しております「夏の天空雪まつり in 八海山」これにつきましては、「にいがた夏の雪旅」のコースとして、国の補助事業を活用し、価値提供向上のためのビジネスモデル化の検討も行いながら、全県下合同で首都圏及び関西圏への告知宣伝・ツアー造成事業が実施され、来場者数は2,500人となりました。

道の駅「南魚沼」はオープンから2年が経過し、6月21日には美術品を鑑賞しながらワイングラスで地元三蔵の大吟醸酒と地元食材を使用した料理を楽しみながら地域交流を深める「南魚沼の食と地酒…世界のMUNAKATAに酔う」と題したイベントを行いました。また、6月29日には2周年を記念し「道の駅南魚沼雪あかり大感謝祭」を行い、来場者数は3,000人となりました。観光施設はもちろん、地域の皆様との交流の場としての機能もさらに強化し、市の観光情報発信や観光交流の拠点として取り組みを進めてまいります。

食による町おこしにより、観光誘客につなげる取り組みにつきましては、「南魚沼きりざいDE愛隊」これが、10月18日・19日に開催されます「B-1グランプリ in 郡山大会」に出展することが決定いたしました。さらに11月1日・2日に八色の森公園で行われます市制施行10周年記念イベントに、愛Bリーグの加盟団体からもご協力をいただき、「B-1グランプリ」コーナーを設けます。今後も県内外のイベントで「南魚沼きりざいDE愛隊」と連携しながらご当地グルメ「南魚沼きりざい丼」を通じて南魚沼市をPRしてまいりたいと思っております。

兼続公まつりで実施いたしました市制施行10周年記念事業、愛禮舞（あらいぶ）「兼続公時代行列」これにつきましては、兼続公役にミュージシャンのDAIGOさんを迎え、米沢藩古式砲術保存会や上田五十騎、全国のおもてなし武将隊などから、総勢132人の出演となりました。一般公募の武将隊の中に青森県や千葉県からの参加者や、地元の高校生、これらの皆様方の参加もありまして、記念事業にふさわしい催しとなりました。あいにくの悪天候にも関わらず、イベント会場となりました兼続通り商店街には多くの人が集まり、時代行列時の入り込み客数は1万1,000人となりました。これは、「県内観光地の経済波及効果等に関する調査」これによりますと、日帰り客数としての消費額試算で1億1,600万円の経済効果となりまして、県内外へ南魚沼市を代表する夏祭りとして、十分なアピールを行うことができたと思っております。

商工振興につきましては、今年度から市内の中小企業の人材育成を推進し、能力開発及び技術力の向上を図るため、市内中小企業がその従業員を中小企業大学校等各種研修機関が実施する研修に派遣した場合、受講料の2分の1以内を補助する制度を開始いたしました。既に17社30件の補助申請がありまして、大変好評を得ておりますので、来年度以降も継続してまいりたいと思っております。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。

関東圏での税の徴収のため、合併前の旧塩沢町が平成 15 年に開設し、市が引き継いでおりました東京事務所につきましては、本年 9 月 30 日をもって閉鎖することといたしました。コンビニ収納を導入したこと、臨戸催告をしても本人不在のことが多いこと、徴収の重点が臨戸催告から滞納処分に移行したこと、東京事務所の現収納嘱託員の後任確保が非常に困難であること、これらの理由によるものであります。なお、今後は、必要に応じて、税務課職員が出張して対応することといたしました。

市政懇談会につきましては、4 月 21 日から 7 月 7 日までの約 2 か月であります。16 会場で実施いたしまして、合計で 457 人の皆様からご参加をいただきました。開催に当たりご協力をいただきました行政区長様をはじめ、地域の役員の皆様には、心より感謝申し上げます。今年度は「うおぬま・米（マイ）ねっと」と「消防団の組織再編と女性団員の募集について」これをメインテーマにいたしまして、推進中の事業を紹介いたしました。なお、席上いただきましたご意見の概要を、市報 9 月 1 日号、本日発刊であります。掲載をいたしております。

南魚沼グルメマラソンにつきましては、第 5 回大会が 6 月 8 日に開催されまして、商工会青年部、地域づくり協議会、協力いただいた事務所など地域の皆様の連携のもと、過去最多の参加者をお迎えできました。回を重ねるごとに内容も充実しまして、参加者と応援する市民が地域と一体となって楽しめる盛大な大会として定着してまいりました。

本年は市制施行 10 周年に当たり、記念事業が実施されております。各分野でも触れてまいりましたが、6 月 2 日に大畑誠也先生による「あいさつ えがお まちづくり」をテーマとした教育講演会が、7 月 27 日には TOKI（とき）弦楽四重奏団により演奏会などが開催されまして、多くの市民の皆様の参加をいただいたところであります。

8 月 3 日には、六日町市街地付近を中心とするごく狭い範囲で、時間当たり 73 ミリの雨量を観測するという「ゲリラ豪雨」が発生いたしました。この豪雨のため、六日町市街地の十二沢川などが増水し、住家で床上浸水が 1 棟、床下浸水が 45 棟、アパート等で床下浸水が 4 棟、非住家の浸水が 15 棟発生いたしました。市では、被災世帯へ石灰を配布するなどの対応をとったところであります。また、8 月 10 日には台風 11 号が四国、近畿地方を縦断し、日本海を北上いたしました。この台風によりまして、各地で河川の氾濫、あるいは突風などの災害が発生したところであります。

当市では、雨の影響はほとんどなかったものの、強風のため屋根の破損、あるいは倒木などの被害が発生いたしました。被害状況は、住家の一部損壊が 4 棟、車庫の一部損壊が 1 棟となっております。必要な危険箇所での防護措置、交通の障害となる倒木の撤去など、安全確保を行ったところであります。

消防救急無線デジタル化事業につきましては、本格的な整備事業に着手し、大峰基地局建設のための造成工事及び管路敷設工事は、順調に進んでおります。

南魚沼市消防団女性部におきましては、部長及び班長に任命された 4 人が、7 月 9 日に新潟県消防学校において教育研修を受講してまいりました。女性部は 7 月末現在で 21 人となっ

ておりまして、今後の活躍が期待されるところであります。

次に、平成 25 年度決算及び財政執行状況についてであります。

一般会計決算につきましては、繰越明許費等翌年度への繰越額を含んだ形式収支は 12 億 1,051 万円となりましたが、繰越財源を除いた実質収支額は、9 億 6,173 万円となりました。前年度からの実質収支額 8 億 6,541 万円を差し引き、財政調整基金の取崩しと積立金等を反映させた実質単年度収支額は 4 年振りに 1 億 98 万円の黒字となり、前年対比では 1 億 2,106 万円の改善となりました。新潟・福島豪雨災害復旧 3 年目となりまして、その最終年と位置づけ復旧に取り組んできたところでありますが、9 月に襲いました台風 18 号によりまして、復旧途中での再度の被災や新たな災害に見舞われました。そのため、3 億 7,271 万円の補正予算を専決し、対応してまいったところでありますが、これらを合わせ、平成 25 年度の災害復旧費の執行額は 15 億 2,472 万円となりました。また、災害復旧費の一部をはじめ他の事業を含め、その財源として 2 億 4,878 万円を翌年度へ繰越をしたところであります。

道路除排雪の関係では、3 年続きの大雪に比べて穏やかな冬となりましたけれども、機械除雪費、これは 8 億 8,609 万円、消雪パイプ電気料金は 1 億 5,169 万円と前年度と比較して大幅な減少とはなりませんでした。

全体としては、当初予算からの市税及び地方交付税の伸びと国の経済対策によります「地域の元気臨時交付金」これらの交付等によりまして、当初予定しておりました財政調整基金からの繰入金 6 億 6,000 万円を全額繰り入せずに財政運営を行うことができました。

水道事業会計の決算につきましては、平成 25 年度末の給水人口は 5 万 8,424 人、対前年度比 567 人の減、給水件数は 2 万 3,426 件で前年対比 49 件の減となっておりますが、水道普及率は 97.5%で、対前年度比 0.1%の増となりました。

給水収益は、16 億 3,613 万円の前年度比 2.1%の減となりましたけれども、収益的収支では、収入が 20 億 9,708 万円に對しまして、支出 18 億 2,889 万円となっております、2 億 6,819 万円の純利益となりました。

建設改良事業につきましては、配水管敷設工事 6,976.7 メートルを実施したほか、大月送水ポンプ場の更新、浄水場では急速攪拌機設置等を行いまして、給水の安定と浄水機能の向上を図ったところであります。

病院事業会計の決算につきましては、収益的収支、全部税抜きでありますけれども、総収益 36 億 6,974 万円、総費用 37 億 2,100 万円で、差し引き 5,126 万円の純損失が生じております。このうち大和病院事業分は、新病院事業の整備委託等に係る消費税 1,802 万円が除かれるため 3,324 万円の純損失であります。

資本的収支では、3,727 万円の不足が生じましたけれども、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます平成 25 年度決算に係る健全化判断比率——これは 4 指標であります——及び各事業会計における資金不足比率につきましては、今定例会で報告をいたしますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、

該当がありませんでした。実質公債費比率、これは平成 23 年度から平成 25 年度までの単年度実質公債費比率の 3 か年平均であります。これでは 16.9%と昨年度からさらに 0.6 ポイント減少いたしました。今年度も 18%を下回ったところであります。将来負担比率につきましても 153.9%と昨年度から 6 ポイント減少し、実質公債費比率とともに早期健全化判断基準以下となっております。水道事業会計につきましては、昨年度に引き続き資金不足はありませんでした。病院事業会計につきましては、一般会計からの補助金により資金不足は解消されております。

次に、平成 26 年度の地方交付税についてであります。普通交付税の算定が終わり、調整後の交付額が前年度比 1 億 2,740 万円 (1.3%) 増の 99 億 3,655 万円決定となったところであります。また、臨時財政対策債は 13 億 3,066 万円で、昨年度より 3,051 万円、2.2%の減となりました。

今定例会に、一般会計補正予算 (第 2 号) を提案いたしました。歳入歳出予算にそれぞれ 8 億 1,024 万 9,000 円を追加し、総額を 360 億 9,354 万 4,000 円としたいものであります。主な内容といたしましては、歳出では基金費に合併振興基金への繰戻し分 1 億円を追加し、補正予算と合わせて繰り替え運用分を全額繰り戻すことといたしました。不燃ごみ処理施設整備事業費には城ノ入川排水施設設置工事における排水方式変更に伴います増額分 3,620 万円を計上いたしました。農地振興対策補助事業費では、JA しおぞわラック倉庫への補助金 3,847 万円、観光交流拠点駐車場整備事業では、道の駅駐車場等の消雪施設整備費といたしまして 3,300 万円、体育施設整備事業費では、筑波大学石打研修所の購入費等で 3,970 万円を新たに計上いたしました。また、当初予算で調整させていただきました機械除雪費に 2 億円を追加し、総額を 8 億円とし、土地開発公社所有の下薬師堂と水無原公共用地の買い戻し費用といたしまして、普通財産取得費に 1 億 6,553 万円を計上いたしました。

歳入では、普通交付税の確定によりまして、3 億 2,355 万円を増額いたしました。城内診療所及び下水道特別会計の繰越金を特別会計繰入金として合計で 8,086 万円計上いたしました。また、前年度繰越金が 9 億 6,173 万円で確定したことによりまして、既決予算額 2 億 7,721 万円との差額 6 億 8,451 万円を計上いたしました。収支差額につきましては、当初予算で資金不足分への充当を見込んで財政調整基金からの繰入金を 3 億円減額いたしまして、2 億 8,000 万円としたところであります。

少子高齢化が急速に進行する中で、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現に向け、社会保障制度を持続可能な制度として確立させ、高齢者等に対する総合的な支援体制の充実を図ることが必要不可欠と考えております。また、子どもを安心して生み育てることができる社会環境づくりや、誰もが健康で安心して暮らせる地域づくりに努めていく所存でありますので、引き続き議員各位のご支援、ご指導を心からお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

最後にむすびといたしまして、今議会の提出案件 30 件、内訳は条例 3 件、予算 8 件、その他 19 件であります。いずれも皆様方から慎重にご審議をいただき、ご決定賜りたくお願い申

し上げるところであります。以上であります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は10時55分といたします。

[午前10時36分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午前10時55分]

○議 長 日程第5、報告第3号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長 黒滝松男君の報告を求めます。議会運営委員長。

○黒滝議会運営委員長 それでは資料に基づきまして、6月定例会において、本委員会に付託されました継続調査の事件につきまして報告をさせていただきます。

第1回目でございます。調査事項につきましては、1番の平成26年第2回南魚沼市議会臨時会の運営について、以下3点でございます。調査の状況といたしまして、期日でございますが、平成26年7月25日金曜日、委員の出席状況につきましては、8名全員でございます。議長からも出席をいただきました。調査の内容につきましては、執行部、総務部長をはじめそれぞれの方から出席を求めまして、臨時会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査などを行いました。また、南魚沼市議会運用内規の一部変更については、案を次回議会全員協議会に諮ることを決定いたしました。

続きまして第2回目でございます。調査事項につきましては、1番目として平成26年9月南魚沼市議会定例会の運営についてであります。裏面のほうに移りまして、2番、3番、4番その他まででございます。調査の状況につきましては、期日として平成26年8月22日金曜日でございます。委員の出席状況につきましては、8名全員の方から出席をいただきました。正副議長からも出席をいただいております。調査の内容につきましては、執行部それぞれの方から出席をいただきまして、9月の定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。報告は以上でございます。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 総務文教委員長 佐藤剛君の報告を求めます。総務文教委員長。

○佐藤総務文教委員長 おはようございます。それでは総務文教委員会の閉会中の事務調査について報告をいたします。調査事項につきましては、記載の個人住民税の特別徴収について、学童保育の学校施設目的外使用について、南魚沼市図書館開館後の課題と今後について、教育行政について、市外通学者の実態と支援等についての5点と、その他といたしまして記載の3点について調査をいたしました。調査期日は平成26年7月22日、委員8名全員の出席で行いました。調査につきましては、教育長ほか、記載の関係する執行部の皆さんに出席をお願いいたしました。

では、個別に内容の報告に移らせていただきますが、報告文も長めに書きましたし、多くの資料も添付しましたので、詳細は見ていただくことにいたしまして、できるだけ簡潔にしたいと思っておりますけれども、項目も多いですので若干の時間をいただきたいというふうに思います。

1 番目に個人住民税の特別徴収についてであります。内容につきましては、個人住民税の特別徴収が今まで未実施だった事業所に対しても、特別徴収実施のお願いが先に出されたという中で、改めて個人住民税の特別徴収について、法的根拠やそれに沿った今回の周知、取り組みの流れ、そしてまた県下のこのことについての取り組み状況等につきまして、調査をし、説明を受けました。また、その取り組みの結果としまして当市の場合、特別徴収率が前年の 66.8%から平成 26 年度は 79.4%に増加しまして、おおむね県平均並みになった旨の説明もありました。

簡単に述べさせていただきましたが、特別徴収未実施事業所への事前通告書、そしてまた特別徴収の内容説明及び Q & A、今回のお願いの取り組みの経過、そして、県下全市町村の取り組みの状況等の詳細につきましては、21 ページから 33 ページまで資料を添付してありますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

また、質疑につきましては、消費税等も含めて大変なこの時期に負担が大きくなるのではないかと懸念する質問等がありましたけれども、それらの答弁も含めまして 3 ページ、4 ページに質疑応答という形で載せてありますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に学童保育の学校施設目的外使用についてであります。学童保育の実施場所については、学校施設の目的外使用ということでの使用で進められないかというような視点で調査を行いました。説明では、今までの学校施設の目的外使用については、補助金返還が必要という見解もありましたけれども、厚生労働大臣、文部科学大臣が連名で、放課後対策の総合的推進についての中で、学校の空き教室の利用は積極的に推進していくという見解が出されたこともあります。学童保育の空き教室の利用については、今までも可能な限り進めたいと思っていたわけですが、児童生徒数の減、それによる学級数の減で普通教室は空くは空くのですけれども、反面、特別支援学級やパソコンルーム等の専門的な利用が増えてきてまして、空き教室が実際にはなかなか出ない状況の説明もありました。

主な質疑につきましては、6 ページに載せてありますのでご覧いただきたいというふうに思います。学校施設の目的外使用についての文科省、厚労省の見解の推移や、現在の学童保育の設置場所、学校での専門的教室の利用状況等は 34 ページから 35 ページに資料として添付してありますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

次に南魚沼市立図書館開館後の課題と今後についてであります。開館後の図書館の利用状況は、先ほど市長の所信表明の中でも、今現在の数値が出ましたけれども、調査当時、1 か月間が経過しまして 3 万 6,583 人、1 日約 1,260 人が来館いたしまして、昨年の市の図書館の利用者数を 1 か月でクリアするほどであったようであります。詳細の統計は 36 ページ及び 40 ページに添付してありますのでご覧いただきたいと思っております。

その中で課題としてあがったのは、館内のざわつきに関する指摘が多かった。そしてまた、いかしよかについては8万6,000冊あるわけでありすけれども、常時7,000冊ぐらいが出ているために空きの部分が目立つ。そしてまた、貸し出し希望に答えられないというような状況もあるようであります。この点につきまして、今年度1万2,000冊購入する予定でもありますし、今後も充実した蔵書体制を継続するというものであります。

また、職員体制につきましても、2交代制で運営しておりますけれども、現状、なかなか休暇もとりづらい状況であるようでありまして、8月から臨時職員を1名増員しまして、健康管理に注意しながら改善を図っていくというものであります。

そして、図書館開館に合わせた中心市街地活性化につきましては、南魚沼サービス店会や商工会などがポイント発行や、読書感想文コンクールなどの主体的なそういう動きも出始めたということでありました。図書館も今後ともサービス店会、そしてまた商店街などが中心市街地活性化に向けた活動を行う場合に、前向きに参画していくという考えであることの説明がありました。

質疑につきましては、ありますように若い人たちが実際に本を借りてくれないという状況の中での、司書の役割などについての質問がありましたが、調査時点ですから7月ですけれども、学校連携司書を今月から配置しまして、学校の図書館の充実を図りながら、子どもたちの読書意欲を高め、本を借りる冊数が増えるようにしたいというようなことであります。また多くの質疑もありましたけれども、10ページから11ページをご覧いただきたいと思えますし、資料は36ページから40ページに添付しましたので、これも後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

次に教育行政についてでありますけれども、今回は不登校児童・生徒の状況と不登校の原因、発達障害児童・生徒の状況と課題ということで調査をいたしました。

不登校児童・生徒の状況につきましては、報告文及び資料にもありますように、小学校でここ数年14名程度、率にしまして全体の0.4から0.5%程度で推移しているようでありすし、中学校につきましては、年によって差がありますけれども、おおむね60から70名ぐらいで推移しているようであります。

不登校の原因につきましては、小中学校ともに人間関係、親子関係、そして不安感が主な原因になっているようでありすますが、詳しくは41ページの資料に記載してありますので、ご覧いただきたいと思えます。その中でも、いろいろな面での不安感が大きくて、簡単ではないわけでありすけれどもその不安感を取り除けば数が減ってくるものとして、取り組みを進めているということでありました。

発達障害児童・生徒の状況でありますけれども、現状は自閉症、情緒障害特別支援学級では、小中学校合わせて16学級、70名でありますけれども、このほかに、通常学級で在籍している通級指導教室に通う児童・生徒が、小中学校合わせて43名おります。それぞれ増加傾向にあるようであります。それぞれの学級、指導教室等の適切な指導で、学習や集団に適応していくという事例も多くみられるようでありすますが、通常学級では個々に応じてできる支

援に限りがあると思うようにはいかないという面もあるようであります。

ここでちょっと訂正ですけれども、13 ページの報告文中の中ほどから少し上で、「通級学級では個々に」とありますけれども、これは「通常学級では個々に」というようなことの誤りですので、通級学級ではなく通常学級ですので訂正をいただきたいと思います。

ということで、本人に合わせた支援が十分でない原因は、実態把握、そして学校の体制、家庭との連携などが十分でないという面があるようではありますが、それらを改善しながら支援を充実させていこうということでありました。質疑についても 13 ページ、14 ページをご覧くださいというふうに思います。

次に市外通学者の実態と支援等についてであります。このところ、県立津南中等教育学校への入学者が多いということもありまして、市外の小中学校に通学する児童・生徒の実態と併せて、そういう児童・生徒への現状の支援等について調査をいたしました。市外通学者の実態につきましては、45 ページにありますように 51 名が市外の学校に通っているようであります。この通学に伴う支援につきましては、要保護、準要保護就学援助費のほかは現状ではないわけであります。報告文、または質疑の中にありますように、教育委員会としての考え方は基本的には学校区、中学校区の学校に通っていただきたい。けれども、中高一貫とか大学附属とか県立とかということで、そこを選んでいるものだというふうに考えるので、ある程度費用がかかることを前提に、検討した中で決めていることだというふうに思う。したがって要保護、準要保護就学援助費に該当する以外についての対応については、今のところ考えていないということでありました。

また、今回は県立津南中等教育学校の保護者会の方から、参考人として出席をいただきました。学校への通学の実態をお聞きしたわけでありまして、県立津南中等教育学校への通学は多く、バスでまとまって行っているということでありまして、県立ですので教育委員会では状況がわからないために出席をお願いいたしまして、話を聞いたものであります。したがって、参考人への特別踏み込んだ調査はしていないわけでありまして、それらに関連した資料につきましては、47 ページ、48 ページに添付しましたので、ご覧いただきたいと思えます。質疑につきましても 16 ページから 17 ページに質疑応答の形で添付しましたので、ご覧いただきたいと思えます。

その他では、はしご車の配備について、消化栓ホースの更新について、市税の平成 25 年度徴収実績、平成 26 年度の調定額についての説明がありました。内容については資料 49 ページ以降に添付しておきましたので、そちらのほうをご覧くださいと思えます。以上です。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長 小澤 実君の報告を求めます。産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会に付託されました閉会中の継続調査事件について報告いたします。調査項目につきましては、再生エネルギーを利用した新産業の創生について、2項目目、多面的機能支払と農地中間管理機構について、3項目目、北越急行株式会社の今後の取り組みについて、そしてその他で、建設課より1項目ございました。

調査の状況でございますが、期日は平成26年7月8日、委員は全員出席でございます。議長からも出席いただきました。調査の内容ですが、執行部の記載の方々より出席を求め、現地調査及び事務調査を行いました。まず1点目の再生エネルギーを利用した新産業の創生についてということでございますが、再生エネルギーの温泉熱を利用した塩沢地域、中之島地区のマンゴーハウスを現地調査いたしまして、質疑を行いました。

これにつきましては、現地調査のみでございましたので、若干補足をいたしますが、Q&Aにもありますけれども、なかなか雪の中でのマンゴーの栽培ということで、何年かのうちには幼木を全部枯らしてしまったというようなこともあり、まあまあ七、八年かってここに至ったというお話でございました。今後はもう1棟ハウスを増棟した中で、観光バス等の立ち寄れるコースに組み入れていただくように、市の観光発展に寄与したいという、そんなことをお聞きしてまいりました。

2点目の多面的機能支払と農地中間管理機構について、このことにつきまして今年度からがらっと構図が変わったわけでございます。多面的機能支払、それから農地中間管理機構につきましては、産業振興部長と農林課長から説明をいただき、この多面的機能の中には2つの制度が存在するという、それから今まででありました農地・水保全管理では、一般の方も入れなければそれが活動の対象にならなかったわけですが、この農地維持支払については、農業者のみの構成員でそのことができるというふうに転換がなされて市内12か所、9村単位に広域活動の組織ができたところであります。

それから、多面的機能支払の中で、当市が持っている面積でございますが、先ほどの市長の所信表明にもありましたが、5,435.9ヘクタール、カバー率で93.3%というふうになっており、農地・水のときには25%ほどのカバー率だったわけですが、飛躍的にこのことで面積が多くなっております。多面的機能の関係については、質問答弁は4から6ページにありますし、資料については10から12ページということでご覧いただきたいと思っております。

次に中間管理機構については、担い手に農地を集積するために施行されたものであります。このことについて県は、現在集積率が52%台でありますけれども、これを10年後に90%にするということで数字を打ち出しております。ちなみに当市については平成24年度現在は6,410ヘクタールのうち、担い手にいっているものが、利用契約されているものが3,275と51%、ほぼ県平均なのでありますが、これについても10年後には目標を90%ということでもって進んでいるところでございます。

それから現状の市の遊休農地であります。45ヘクタールほどありまして、再生可能どころが43ヘクタール、それから再生不能とそういう土地が2ヘクタールほどというふうにな

っております。

それから農地中間管理機構につきましては、市、それから2農協、3土改が業務委託契約をすることによって進められております。土改については、もう9月になりましたので総代会を経て業務委託の契約をできるようになる、定款を変更してそれに向かっているということでございます。

この中間管理機構のQ&Aにつきましては6から7ページ、資料については13から20ページということでご覧いただきたいと思います。

それから、3番目の北越急行株式会社の今後の取り組みについてということで、北越急行の事務所にて現地調査を行いました。北越急行株式会社から資料提示があり、説明をいただいたところでございます。北越急行につきましては、開業以来、内部留保100億円という目標にしておりましたが、実質今年度末で130億円の内部留保が見込まれるというふうに説明を受けました。来年北陸新幹線が開業しますと、一気に今の収入が10%割り込むというようなことでありますが、この後もコストダウンに取り組みスリム化をして、今のサービスはさらに向上した中で、経費を縮減して進めていきたいという話を伺っております。実質、向こう30年ほどは今のままいけるという話でしたし、また、このほくほく線のはくたかがなくなっても3年間はとりあえず賃上げをしないというお話を伺ってきました。その後はまた関連の自治体と協議をしていくという話でありました。

このことのQ&Aにつきましては19ページ、それから資料説明については21から24ページということで見いただきたいと思います。その他については、建設課より市道認定ということでお話がありました。

続きまして、産業建設委員会の管外調査の件につきまして報告いたします。期日につきましては平成26年7月22日から24日、調査先、それから調査内容ですが、北海道美唄市、札幌より若干北の市でございますが、ホワイトデータセンター構想。それからまたさらに北の北海道沼田町、雪の利活用への取り組み。さらに四、五十キロメートルほど北上しまして、旭川市のJAあさひかわ農業協同組合におきまして、JAあさひかわ米、ゆめぴりかの取り組みについて。それから若干南下しまして北海道富良野市、外国人観光客に向けた観光戦略についてということで調査をいたしました。

参加者につきましては委員全員と議長からも出席をいただきました。また執行部から2名、それから事務局1名が随行でまいりました。

美唄市のホワイトデータセンター構想につきましては、美唄自体は一時期は炭鉱で9万1,000人ほどの人口にまで膨れ上がったそうですが、炭鉱の閉山とともに一気に人口減少に陥り、今は農業が主の2万4,000人ほどの人口であるというお話でした。このホワイトデータセンター構想を平成9年に「美唄自然エネルギー研究会」という会を産・官・学共同で発足いたしまして、遠方からデータセンターの誘致に向けて発信しているところでございます。

平成22年に空知団地というところが美唄市内にあります。ところが2万9,000坪ほどありまして、そこで、土地の値段的には平米630円というようなことで安い提供でデータセンタ

一を誘致しようということで、今一生懸命やっているところでございます。なかなか民間の企業から問い合わせがそうそうはないそうですけれども、辛抱強くそれを発信しながら、雪を活用した中で電力の使用、都会に比べれば十分抑えられてメリットが出るというお話を伺ってまいりました。

それから、このデータセンター構想については、4ページにQ&Aがありますし、それから15から18ページに資料が載っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、北海道沼田町、ここの雪の利活用についてということで取り組みの現地調査をいたしました。沼田町の農業商工課から資料に基づき説明を受けました。一番特出できたのは、大型のライスセンターに雪冷熱を投入して2,500トンのもみを貯蔵しておりました。非常にシンプルな設計ですが、直接は雪冷熱をかけると湿度が上がるとということで、熱交換をした中で冷やして米の劣化を防ぐとそういう取り組みをしておりました。

そのほかに沼田町では「輝け雪の町宣言」ということで、克雪、親雪、利雪、それから学雪という4つの雪の捉え方をして、今いろいろと事業等を関連させながら前に出ているところでございました。

それから、利雪という面で沼田式の雪山センターということで、大きさが50メートル掛ける53メートル、そして高さが10メートルだったと思ひますが、5,000トンの雪を貯蔵してこれを雪が降らなくなってから売買をしている、または町で基幹産業である農業への利用とかそういう部分で、就労支援のための実習施設を持った中で、イチゴ栽培であるとか、シイタケ栽培であるとかそういったものに利用して使っておりました。

この質疑応答につきましては、6ページ、7ページにありますし、それから資料につきましては19ページから24ページというふうになっております。後でまたご覧いただければと思ひます。

続きまして3番目のJAあさひかわ米の「ゆめぴりか」の取り組みということで、JAあさひかわにて研修をいたしました。北海道のホクレンの職員の方からも同席いただきまして、説明を受けたところでございます。その中で「ゆめぴりか」ということで、この品種が今、うちの魚沼産こしひかりと同じく特Aにランクされておまして、これを管内で伸ばしていきたい、またここでも雪を利用したカントリーエレベーターというようなことで、非常に食味のばらつきがない、非常に均一化されたものが市場に流通しており、さらにまた今、特産米等々も検討に入れてやっているということでございます。

旭川管内で23万俵ほどですので、うちの管内よりは少し小さいわけですが、非常に取り組みとしてはもう目が離せないのだなというふうな感じがしました。昔は北海道は、北海道民自体が北海道産米を食べる方が50%以下だったそうですけれども、やはりその辺は地産地消ということで、今は道民の90%が道産米を食べているという、そんなお話を聞かせていただきました。我々も見習うべき点が多々あるのだなというふうに痛感し、販売戦略の一助にしていかなければならない。その品種の中の精米されたものが、どの米を取っても均一化されているということで、飯米にいたっても1回カントリーにみんな出して、また買い戻

しているというそういうやり方をされてきました。

このことにつきましては、それこそQ&Aは9ページから10ページ、それから資料では25から29ページということであります。

続きまして、北海道富良野市であります。外国人観光客に向けた観光戦略についてということで、富良野市の商工観光課から資料に基づき説明を受けました。富良野市自体は依然ほもうワールドカップということでもって国内外から誘客があったわけですが、平成10年の「北の国から」というテレビ番組、これで一気に夏場のラベンダーもろもろが観光の人気になりまして、今はやはり国内はもとより海外から非常に多くの観光客が参っております。70万泊のうち外国人が7万泊というように、非常に多くなっておりますし、夏はアジア圏、それから冬のスキー産業に関してはオーストラリアからのお客さんが多いというふうに聞いてまいりました。

そんな中で、今、若干困っているという部分に関するお話の中で、非常に外国人が多くなり、自分で車や自転車に乗られて、標識等々がよくわからないで事故が多くなっているというトラブルが発生しているそうです。また、観光客の方が畑に入ったり、農機具に触れたりということで、そういった弊害が出ているということでございました。今、韓国人とか中国人を、もう専属の嘱託職員に採用して、観光の取り入れに一生懸命にやっているという話を聞かせていただきました。

この件のQ&Aにつきましては13から14ページ、資料につきましては30から33ページでありますので、見ていただきたいと思います。以上で産業建設委員会の管内、管外調査報告を終わります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 産業建設委員長にお伺いいたします。管内調査のほうの北越急行の部分で、いただいた資料の8ページであります。下段に「ほくほく線は、日本海側の頸城と豪雪地帯の魚沼の地域を結ぶ路線がほしいというところからスタートをしている。この山のある地域から海水浴に行くのであれば、ほくほく線を利用して上越の海に行く。逆に上越の人たちがこの地域にスキーや温泉に行くなどして、交流人口が増えると地域も発展して鉄道会社も発展していくことになる」と会社のほうから説明があった。非常に重要な部分であります。今回の調査は、まことに大切な調査をしていただいたと思っております。

この調査の中に、産業振興部長並びに商工観光課長と2名の出席もあるわけですが、こういう会社の説明を聞いた中で、「わかりました、早速市としても調査、研究をして、何としてもビジネスや通学の足ではなく、観光の足として、このほくほく線を考えていきたい」というような説明等があったのかどうかお伺いします。

○議 長 産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 説明の中で、産業振興部のほうもおりまして、そのことに対しては意を強くして進めていくというお話をいただきました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 社会厚生委員長 塩谷寿雄君の報告を求めます。社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 社会厚生委員会の管内調査、管外調査についてしたいと思います。期日は、管内調査でございますけれども、平成26年7月7日、委員の出席状況でございますが、1名欠席で出席人数は8名でございます。議長はここに欠席と書いておられるのですが、公務政務のため遅刻で後から来ていただいたということでございます。

1の有害鳥獣につきまして、現地調査に行き、船ヶ沢の高橋さんという方が会長でおられるのですけれども、現地でしっかりいろいろな対策についておっしゃっていただきました。その中でもやはり電気柵をしても、森と山と里の景観を、しっかり木を刈る、伐採するということで、住み分けをしていくことが一番大事だということをおっしゃっていたのを記憶しております。管内に猟友会等の人数も減ってきて、議会でも申されているとおり、対策を行っております。それは資料のほうに書かれておりますので見ていただきたいと思います。

Q&Aがありまして、有害対策につきましては終わらせていただきます。

交通安全対策につきまして、県のほうが、これも公安のほうがかなり予算、力を持っているわけでございますけれども、市として歩道等、白線等が絡む問題がありますけれども、どういふふうな対応ができるかということをおっしゃっておられました。県のほうの上が本当に大きい問題なので、それについてどんどん信号機の設置や、そういったことについて取り組んでいただきたいと思います、市の環境整備についてやっていただきたいと思いますということでございました。

障がい者の就労のことでございますけれども、資料の29ページになります。こちらからいろいろこのA型、B型に取り組んでいること、市内の状況等々書かれておまして、現地調査の魚野の家に行って施設長の説明を受け、また、その場で働いている方からその場の作業を行っているところの説明を受けて、働いている方もすごく真剣にいろいろなこと、自分のやっている仕事等を事細かく委員に教えていただきました。

この今の状況の中を踏まえた上で、総合支援学校の動向ということが、38ページにこの1年間を経過し卒業した方の就職がどうなったかというのが書いてあります。一般就労が3名、そしてB型等々に行っている方が多いということで、これについて調査をさせていただきました。今後の取り組みとして、また取り組んでいかなければいけないという課題についてQ&Aとかが出たところでございます。

4番の病院に関しましては、39ページの資料と、資料によりまして8ページに書かれております病院建設事業の進捗状況についてが全てでありますのでご覧ください。以上につきまして管内調査の説明を終わらせていただきます。

管外調査の説明を行いたいと思います。我々社会厚生委員は管外調査で北海道に行き、調査をさせていただきました。参加者は委員全員と執行部はそちらに書かれており、そして議長からも出席をいただきました。

1 日目に行きました伊達市の取り組みについてでございますけれども、伊達市は障がいについて、このページにも書かれていますけれども、「太陽の園」が昭和 43 年にできてから、すごく障がいに対する取り組みを行っておりまして、そこからですと今 47 年ぐらいたっているわけですが、ノーマライゼーションを目指して、本当に障がい者も健常者ともに生きていくという市で、障がい者に対する理解がすごくあった市だと思っております。

この中の取り組みでいろいろなグループホーム等も見させていただいたり、いろいろな障がい者が通う施設、また行政をはじめといたしまして、ほかに連携する NPO 法人なり、社会福祉法人がしっかりまとまってこのサポートをしていっているのだなということ、現地で勉強させていただきました。社会厚生委員会としても、今後行われると思われまますこの定例会以降の委員会でいろいろな意見を掌握し、市にしっかり提言をしていきたいというような形をとりたいと思っております。

続きまして北海道庁の水資源の保全に関する条例でございますけれども、環境という面で調査をさせていただきました。ページの 17 ページをご覧くださいと思います。今現在このように海外資本等による森林の獲得が北海道内に出ているのですけれども、一番心配だったそういう方々が山を買って、水を一滴も下まで流さないというようなことが懸念されていたのですが、そういったような事例は今のところはないということをお伺いし、安心したところでございます。今後こういったような資本系による進出や、海外のところの進出をどう防いでいくかということで、このように 18 ページ以降のいろいろのことを北海道庁として、各自治体と連携し行っているということでございました。これにおきましては、今言ったものの件と、この取り組みについて我が県でもやっているということですが、この状況というものはずっと見守っていかなければいけないということをお伺いいたしました。

続きまして、札幌市の就労支援の事業についてでございます。うちの市とは大規模の違う約 200 万人の市でございますけれども、取り組みについてすごく就労のマッチングといいましょうか、その A 型をしっかりこの庁内、市役所内とか、また図書館とかで「元気カフェ」というようなものを作ってございまして、非常に障がい者の方でもお金を稼げる A 型でありますけれども、やっているということでございます。

それと、ほかの取り組みについても大きい市ということもありますけれども、いろいろなところにそういう部署を置いて、就職のサポートを行う、またハローワーク等を通じて行っているということと、図書館や今言ったように市役所で行っているカフェなどは、拝見させていただきましたら、すごくいいものでございました。これも我が市で何かしらできないかということ、委員会としてまた執行部に提言していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、「ちとせっこ」千歳子育て支援ネットワークでございますけれども、我々が視察したところは児童館や学童保育、また保育園等々も入っておりまして、かなりいろいろな機能が詰まっている施設でございました。一番はやはり、いろいろなネットワークの 31 ページに書かれている団体が、60 団体ぐらいの方々とグループ 10 幾つをつくって部会を開いて、

そして全体会議を行うというようなことで、いろいろな角度からの意見を掌握できるところになっており、その姿をそこに反映しているということでございました。

個人的な感想ですけれども、飛行機が上を飛んでいてすごくうるさかったのですけれども、その子どもたちがこの環境に慣れ、昼寝もできたり、いろいろできるという環境が、慣るとはすばらしいというか、慣るとは怖いというふうに思ったところでございます。以上で、管内、管外の調査報告を終わりにいたします。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに請願及び陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに請願及び陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、平成26年請願第4号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願及び日程第7、平成26年陳情第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、以上2件を一括議題といたします。請願第4号、及び陳情第1号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いします。

○議 長 日程第8、第18号報告 専決処分した事件の報告について（大原運動公園多目的グラウンド改修工事請負契約の変更について）を議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第18号報告についてご説明を申し上げます。本件は先ほどの市長の所信表明でも触れているところでございますが、平成25年9月定例会におきまして、当初請負契約にご同意を賜り、本年の3月定例会におきまして、第1回目の請負契約の変更をご同意いただきました。工事番号がスポ公園多第1号 大原運動公園多目的グラウンド改修工事の請負契約の第2回目の変更であります。変更増の額が議決されました契約の金額の100分の5以内、かつ1,000万円以下でありましたことから、市長の専決事項として第3項の規定

に基づき、先月 8 月 5 日に専決処分させていただきましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりご報告を申し上げます。

議案の報告案件の 3 ページをご欄ください。専決処分書でございます。記載のありますように、変更前の請負契約金額は当初契約 4 億 7,250 万円に、第 1 回目変更増分 1,167 万 4,800 円を加えました 4 億 8,417 万 4,800 円でございますが、今回の変更で 257 万 4,720 円を増額いたしまして、変更後の契約金額を 4 億 8,674 万 9,520 円とするものでございます。率にいたしますと 100 分の 0.53、0.53%の増額でございます、契約の相手方はセルテック・笛田・元店特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして 5 ページから 7 ページまでが変更契約書、第 2 回目でございますが、写しでございます。8 ページをご覧いただきたいと存じます。8 ページには工事変更概要が記載されております。2 に変更の内容、3 に変更理由が記載されておりますが、園路広場工における路盤材の変更と既存のバックネット補修工における支中柱塗装下地処理種別の変更でございます。

路盤材につきましては市長の所信表明にございました、先の 6 月定例会で本件事業に係る予算の補正継続費の補正を決定していただいたところでございます。グラウンド面及び外周走路の路盤材に使用を予定しておりました再生砕石の不足に鑑みて、普通砕石に変更したもので、材料単価の増により増額をするものでございます。使用面積は 1 万 9,772 平米ほど、使用数量にいたしますと 4,053 立米でございます。

塗装下地処理の変更でございますが、バックネット支柱のさびが想定より進行しておらなかったことから、さび落としや脆弱となった旧塗膜の除去作業をいいます、ケレンという作業でございますが、その程度を旧塗膜及びさびを除去する第二種で設計しておりましたが、発症部分、さびが出ている部分のさびを除去する三種に変更するというによりまして、減額するものでございます。

次の 9 ページには舗装平面図ということで、このたびの変更箇所につきまして、バックネットにつきましてはその位置を、園路広場工につきましてはそれぞれの舗装を種別ごとに施工箇所を赤の線引きで、施工面積を含めて記載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 路盤工というと、大体この工事ではほとんどメインの仕事だというふうに私は思っていたのですが、請負をされると早急にそういった資材を調達すると、あるいは仮契約なり何なりをして資材を供給できる体制をとるとというのが、一般的な考え方だと思うのです。急にこういった材料がなくなったのかという辺りがちょっとわかりませんので、そういった背景を少し教えていただきたいというふうに思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 おっしゃるとおりだと思いますけれども、再生砕石につきましては、供給はされておりますけれども、小規模な事業に供給をする程度という量しか今現在管内で供

給されておられません。管外から持ってまいりますと、その輸送費等がまた大分高くなりますので、今回の変更ということをお願いをさせていただいた次第でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、市場という話が出ましたが、そうすると、市場にそういうふうに出回っていないのであるならば、設計の段階からわかったことではないかというふうに言わざるを得ないお話かというふうに思います。やはり、指定をするものとしてみれば、そういった調達できないものを設計調書にあげると、指定をするということ自体に問題があったのではないかというふうに感じますがいかがでしょうか。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 設計を組む段階について、皆様ご承知のとおり東日本大震災、そういうもので建設需要が増しているという中で、なかなかほかの事業においても部材が手に入らないという状況が起きております。設計を組む段階ではそこまで予想ができなかったという部分で、もっと予想するべきではないかというご意見ももっともでございますが、現時的にそこまで予想した中での設計ができなかったという部分でございます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ちょっと観点が違うと思うのです。市場、要するに市内で調達できるという話が、今度は東日本に移るわけです。そして、私が指摘したことは、今は道路の改良とかそういうのは大体再生路盤工ということで、多分、指定を県もしていますし、そういう形で町も市もやっていると思います。こういった大量なものを調達するに、では一般の砕石があるのであるならば、それでなければ供給できないということであるならば、そちらで指定をすべきでなかったかという話を私はしているわけでありまして。当然あるべきものだったということで、それでここで補正ということでありまして。わずか数か月ですよ。要するに入札契約が終わって着工、着手するためには当然必要な材料でなかったかというふうに私は思いましたのでお聞きしたと、こういうことです。東日本のブームが、あるいはここからの資材が、東日本に行っているからないのだということとは、ちょっと違うというふうに私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 結果論としては岡村議員の言われるとおりであったと思うのですけれども、我々設計に当たってはより安価なものを入れたい、という思いを込めて当初は——言われればそのときに安いが手に入るかどうかまで確認したかと言われたときに、当然、業者発注の中で手配していただけるだろうという想定で入札をしました。結果として甘かったと言われるのはご指摘のとおりですが、手に入らないということで上げさせていただいたということでございます。申しわけなく思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この多目的グラウンドの砕石については、3月の予算審議のときに、砕石は不足をするということで追加でやったわけです。その時点で、追加した場合について再生

したものなのか、一般的なものなのかというところについての調達はどうかということまで、当然調べていなければならないはずです。設計師がついているわけですから、どうかということところは当然あったはずなのです。

それが、この時点になって、8月5日ですか、今現在もうほぼ出来上がっておりますよ。上のほうの人工芝は全部終わりましたし、あとは土の部分です。ほぼ完成に近づいているという時期になっているわけです。それが3月の時点で、碎石が不足をしていると、そのときになぜこういうことを判断できなかったのかということ、多分同僚議員も言いたかったのだらうと思うわけです。

後からこういうふうによこちょこと追加が出てくるということだと、南魚沼市の発注としてどこまで調べてやるのかということが、ずさんであるというような誤解を生んだとすれば大変なことだと思いますので、この部分についてどうお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 先ほどご説明したとおり、安易といわれればそうなのですが、より安いものでより同等の品質をということを優先させていただきました。何回かそういうご指摘をもらった中で、設計の中で結果として入れて発注をしたということについては、岡村議員、寺口議員のご指摘のとおりですので、結果論からして謝罪をせざるを得ないというふうに思っています。今後、こういうことのないように市場を読みつつ、やっていきたいというふうに思っております。申しわけありませんでした。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 ただいまの議論を聞きまして、一言質問をさせていただきたいと思います。5億円近くの建設費を共同企業体で受注しているわけでありますが、当初設計を受けた時点で、今回はクラッシャーランというか碎石ですが、そういう材料が手に入らない。設計に該当する、例えば二次製品等も含めてですが、そういうものが手に入らない。そして、結果的に別の物が高上がりになってしまったということが、過去にあったのかどうか。こういう事例が、増工という形で補正で出たというケースは過去にあったかどうか、ちょっと教えてほしいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 確認はしておりませんが、私個人の記憶ではございました。以上です。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 後でまた資料をぜひ——資料というか、調べていただいて教えていただければということをお願いいたします。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 どの程度の部分になるかわかりませんが、建設部等で、今現在ある中で、そういう事例等を確認することで対応してみたいと思います。以上です。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 5億円の請負契約の中で、250万円という額を一般的に考えた場合に、やはり企業努力ということができないのではないかというのが私の考え方ではありますが、その点は検討の過程でなされたでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 我々は設計数量、単価については、やはり違ったものについては変更すべきだというふうに思っております。検討というか、検討に値しないというか、当然この変更をしなければならないというもとに変更させていただきました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で専決処分した事件の報告について（大原運動公園多目的グラウンド改修工事請負契約の変更について）の報告を終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。会開は13時20分といたします。

（午前12時分）

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後1時20分）

○議 長 日程第9、第19号報告 継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、第19号報告についてご説明を申し上げます。本件は一般会計の継続費に係る事業が、平成25年度で完了いたしましたので、3ページにつけてございます継続費精算報告書を調整し、議会にご報告を申し上げます。

今ほど申し上げました継続費精算報告書3ページをご覧いただきたいと思っております。表の左に記載がございます。第10款教育費に係る図書館建設事業でございます。表上段に左から全体計画、実績、比較の順で記載されております。中ほど実績の最下段、計の部分をご覧いただきたいと存じます。支出済額でございます。建築工事等で7億3,610万円ほど、監理監督業務委託等で2,308万円ほど、物品購入が3,498万円強の計7億9,417万2,486円でございます。

その隣が財源内訳でございます。国県支出金5,469万円、これはルーバー等に越後杉を使用したものに係る県補助金でございます。地方債が合併特例債等で6億9,380万円、一般財源が4,590万円ほどというものでございます。その隣、比較でございますが、左端の年割額と支出済額の差でございます。最下段の計の部分で継続費予算の精算残額が7,232万7,514円というものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第 10、第 20 号報告 健全化判断比率についてを議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 20 号報告についてご説明を申し上げます。本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律、「健全化法」というふうに申しておりますが、第 3 条の規定に基づきまして平成 25 年度決算に係る 4 つの指標を算定いたしまして、監査委員の意見を付しまして議会にご報告を申し上げるものでございます。

報告の 1 ページ中ほどの表をご覧ください。市長が所信表明の中でも申し上げたところでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計、事業会計決算とも黒字あるいは資金不足が生じておりませんので、数字が出ておりません。該当なしということでございます。実質公債費比率につきましては、前年度比 0.6 ポイント減の 16.9%、将来負担比率は前年度比 6.0 ポイント減の 153.9%という算定結果でございました。

前年度比低下の主要因でございますが、元利償還金のうち、合併特例債、臨時財政対策債及び公共下水道事業に係る部分の占める割合が増加いたしまして、公債費に係る普通交付税の基準財政充用額算入額の増、及び普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の増による標準財政規模の増を率低下の主要因とみなしているものでございます。

次に報告資料についてご説明申し上げます。3 ページをご覧くださいと思います。3 ページは総括表の①健全化判断比率の状況でございます。右端のほうに太字の数値が 1 ページ先ほどご覧いただいたところに転記されている実質公債費比率であり、将来費負担比率でございます。また、下段の表には早期健全化それから再生の必要性を判断する基準の率が示されているところでございます。いずれも今回の算定結果では下回る結果でございました。

また、この基準のほかに実質公債費比率には、地方債の現行の協議制というもとで 18%という数値が規定されております。18%以上になりますと、地方債の発行に関して許可が必要となりますし、公債費負担適正化計画を策定ということになるものでございまして、いわゆる健全という状況の定義値ともされている部分でございます。当市では本年度算定でもその 18%を下回る結果となりました。

めくっていただきまして 4 ページをお願いいたします。総括表②でございまして、連結赤字比率等の状況でございます。一般会計のほか特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金不足・剰余額、平成 25 年度では資金不足はなく、ここの記載は剰余額の計上でございます。及び一般会計等に係る実質赤字比率、一般会計等以外に係る特別会計及び公営企業会計を含めた連結実質赤字比率の算定結果が記載されております。ページの左下のほうに記載もございまして、実質収支それから連結実質収支とも黒字でありますので、表記はマイナスの値となっているところでございます。

次に5ページをご覧いただきたいと思います。文字、数字とも大変細かくて恐縮でございますが、総括表③実質公債費比率の状況でございます。実質公債費比率は年間の経常的標準収入のうちどのくらいの割合を借入金の返済に充てているかというものを示すものでございます。1段目の表をご覧いただきますと、①から⑦の部分の合計が公営企業債の返済に係る繰出金等も含めた実質的な借入金返済相当額でございます。⑧から2段目にわたりますが、表⑭までの部分が返済金に充当されます特定財源、それと普通交付税で措置されます基準財政需要額算入額でございます。比率を算定するに当たりましては、①から⑦の返済金相当額から⑧から⑭の部分の合計額を差し引いた額が分子となるものでございます。

2段目の表、⑮から⑰の合計がいわゆる経常的な標準収入額というふうにされるものでございまして、人が特定されていない一般財源といたしまして、毎年度経常的に収入される市税、普通交付税それから臨時財政対策債の発行可能額の合計、つまりいわゆる財政用語では標準財政規模とされるものでございます。算定式ではこの標準財政規模から⑨から⑭の部分を交付税部分から⑨から⑭それから交付税算入額を差し引いた額が分母となるものでございます。

また、実質公債費比率は市長も申し上げたところでございますが、単年度比率の3か年平均を用いることになっております。表2段目右から2番目の表がここ3年間の単年度の比率でございます。平成19年の財政健全化制度開始以来、下降していたのですが、平成25年度決算では0.36ポイントほど上昇に転じております。合併特例債、災害復旧債、臨時財政特例債の残高増によりますこと、それから水道事業に対して広域化分の繰出金を措置したこと。それから病院事業の繰出金の増、それから湯沢町さんが交付税の交付団体となったことから、ごみ処理施設等の償還負担の減などがございまして、単年度比率ではこのたびは若干上昇になったということでございます。こうした状況についてですが、まだしばらくは交付税に算入部分が多い状況が継続する見込みでございます。直ちに深刻な状況になるようなことはないということでございますが、単年度的には今後も若干ずつ上昇が見込まれるところでございます。

なお、①の元利償還金の額、もうお気づきの方もいらっしゃるかと思いますが、決算書にある額と若干異なっております。これは健全化法の規定で比率を算出する際には、決算統計いわゆる地方財政状況調査の係数を用いることになっております。具体的に申しますと、借換債分2億4,000万円ほど、それから辺地債で下水道事業関係のものを一般会計のほうで記載しております、それが401万円ほど。それから産業育成資金という県の貸付金として決算統計では分類される部分6,000万円の部分を加えたものでございまして、決算書の決算額に比して1億8,800万円ほど少ない額という格好での記載になっております。ただし、全額的なものにつきましては、決算額にある数字での比率と同等の比率が出る部分でございます。

続きまして6ページをご覧いただきたいと思います。総括表④将来負担比率の状況でございます。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の、先ほど申し上げましたが、標準財政規模に対する比率でございます。健全化法の判断基準では350%——言ってみれば年収の3

年半分というような負債を抱えると要注意ですよというような基準が設けてございます。将来費負担比率では、当市では平成 23 年度の新潟・福島豪雨災害や新市建設計画に係る大型建設事業の実施に伴う起債の増によりまして、地方債残高が増となっております。及び普通交付税自体は、当初に比べると減額となっていることが主な要因でございます。

平成 25 年度決算では、実質公債費比率の状況で申し上げましたように表の上段、将来負担額の増、左端の地方債現在高は 15 億 1,600 万円ほど増えているものの、他の係数、例えば退職手当負担額に当たりましては、最近の大量退職それに見合う採用の部分で、年齢構成が大分変わっていることによりまして、退職手当の引当金と言ってよろしいかと思うのですが、負担金が 3 億 4,000 万円ほど減となっている。加えまして、先ほどの実質公債費比率でも申し上げましたが、公債費に係る充当されるべき財源、収入されることが可能な部分ということで、交付税の基準財政需要額算入分が 11 億 7,700 万円ほど増になっていることを主に、充当財源としての部分が 12 億 9,600 万円ほど増となっておりますことから、表 3 段目の 2 番目に記載があります比率算定に用います実質の将来費負担額 A マイナス B でございますが、前年度比較で 5 億 9,300 万円ほど減となっております。

また、算定式の分母となります表の 4 段目 C マイナス D 欄の表示の財政規模につきましても、先ほど申し上げましたように増額となっておりますことから、将来費負担比率は 6.0 ポイントほど減少いたしました。

地方債残高に占めます合併特例債、それから臨時財政特例債の割合が高まっておりますことから、公債費に係る交付税の算入額が多く、現状は低下傾向にあるものでございますが、今後水道事業の資本費平準化債、それから新市立病院関連の起債の増も予定されているところでございますので、急激で大きな動きにはなりません、緩やかに上昇に向かうものと思われま。以上で第 20 号報告の説明を終わります。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。監査委員。

○監査委員 それでは、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率の審査報告を行います。審査の対象につきましては、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期間でございますが、平成 26 年 7 月 28 日から平成 26 年 8 月 18 日まででございます。審査の方法につきましては、審査に付された健全化判断比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認めました。

健全化判断比率の状況ですが、先ほどご報告がありましたとおり、実質赤字、連結実質赤字はございません。実質公債費比率は 16.9%、将来負担比率は 153.9%と、いずれも早期健全化基準を下回っております。以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 健全化が判断比率ということで毎年、法に従って出てくるわけですが、私たちのところは、これが始まったころは、二十四、五%ということで県下ワーストワンのということで、今部長のほうからも話がありましたが、何とか18%をめがけてやってきて、段階的に減ってきています。16.9%になりました。

なかなか思うようには減っていないのですけれども、ただ、前々から言われているように、市は水道とか下水道とか特殊事情がありまして、そう一気に減らないというところがあるのですけれども、ほかの平成24年度の状況を見ますと、相変わらずこの実質公債費比率というのは、南魚沼市は県下ワースト3位ぐらいですよ。そして、今出た将来負担比率も4位ぐらいです。これだけで財政状況を判断するわけではないのですけれども、やっぱり特殊事情があるからとはいえ、ほかのところはもう全国平均は9%ぐらいで、県平均は13%ぐらいです。そして、そういう負担を減らしながら戦略的に将来計画を立てているところと、特殊事情があるからといってなかなか減らない状況の中では、私は徐々に自治体としての差がついてくるというふうなことを思うのです。そういう特殊事情があることもさることながら、これを、全国平均とは言いませんけれども、県平均並みに引き下げよう手法といいますか努力というか、計画的にやる考えがあるのかないのかだけお伺いをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 今、議員からおっしゃっていただいたように、我々は当初が非常に高い数値が、もうもとからあったわけでありまして、それを克服するために懸命な努力をしてきて今ここまで来たということでもあります。当然目指すべきところは、平均ということもありますように、県平均あるいは全国平均そこを目指していかなければならないわけではありますが、これも議員がおっしゃったように特殊事情というのは、1年、2年でぽんと解決できるものではありません。これも議員の皆さんはご承知かと思いますが、水道事業関係につきましては、相当の手法を駆使したり、制度を利用したりしながら、どんどんと下がってきているわけです。

ですから、水道分については、ほぼ見通しが立ってきた。ただ、なくなったわけじゃありません。下水道は来年度、いわゆる事業完了というところまで、工事関係ですけれども来ているわけで、ちょっと増えていくという部分があります。

しかし、下水道等については、いわゆる起債が優良債という方向でありますので、そう大きな心配をするところではありませんが、この後やはり一つ大きな心配は、病院関係への繰り出しがどうなるのか、ここが非常に大きなポイントになろうかと思っております。一時的には平成28年決算、あるいは平成29年ごろで、また再び18%代に返ることも予測はしながら、一応今、財政計画を進めているところであります。

ほかのところも一気に減っているというところはないわけです。50億円も100億円も一気に返したなんていうことができるはずがありません。それはもともとが低かったところは徐々にそうなっているということで、努力は同じことだと思っております。

合併特例債という部分が合併市についてはついて回っているわけではありますが、これも

前々からお話し申し上げておりますように、優良債——簡単に言えば優良債です。ですから、普通の事業でやるよりは特例債を充当した事業のほうが、非常に有利だということでありますから、そういうことも活用しながらやってきている。総体的に申し上げて、今議員がおっしゃったように努力はしています。他市以上の努力は、私はしていると思っておりますけれども、数字的に一気に下がる状況ではないと、このことはご理解いただきたいと思っております。

この特例債の適用期間が5年延長になったわけでありまして、いずれこれが終わるわけでありまして、それ以降は——平成32年、平成33年以降になりますか、一気にハード部分のいわゆる投資額が減っていくわけでありまして、これらのときにどう対応ができるか、ここが非常に大きな問題だと思っております。合併振興基金あるいは財政調整基金これらを駆使しながら、その区間を乗り切っていくということだろうと思っております。

財政的に数値的には、今は全県下の中では高いほうでありますし、そう自慢できる数字ではありませんけれども、努力の成果はできれば議会の皆さん方からも認めていただいて、一気に全部下がるという状況は作り得ないということだけは、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 6番議員に関連した質疑になります。固定化しやすいこういう指標であります。市長がおっしゃるとおりであります。一気に環境が変わるわけではない。何年もこの話はしてまいりましたが、例えば隣に、同じような公債費比率から始まった市がございました。今どうなっていて、我々よりも小さい市でありながら、うちの市よりも約倍の貯金がある。この1,700何がしある自治体の中で、では我々の置かれているこの数値というのが、どの程度のレベルにあるのか。要は競争力であります。

何かあった場合、何かしようとした場合の競争力について、ただ健全化この指標を下回ったからといってうちが健全であるということに私は一概には言えないと思っております。どの自治体も特殊事情というのはあるわけでありまして、これは言いわけになりません。これについて競争力という点から、余裕という点から市長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 他の市町村といいますか自治体との比較で、すぐ近くの市を取り上げていただきましたが、議員ご承知のとおりそのおっしゃる自治体につきましては、庁舎も建設しないとか、いろいろの中でそういうことはしてきたものだと思っております。しかし、市内の経済状況を比較してみますと、もう雲泥の差が出ているところであります。これはまあご承知のことかと思えます。ですから、投資をしたがゆえに悪だとか、しなくて貯金をためていたのが善だとかという議論は、いわゆる自治体の経営には当てはまらない。

そして、我々も基金的な部分で、心配があるほどの部分まで減っているということでは全くございません。ですから、数値的には高いですけれども、今議員おっしゃったように、言いわけにならないといいますか、言いわけになるかならないかは別にして、もともとがそう

であったわけであります。これは別に言いわけをするつもりではありませんけれども、もともとがそうであったから、それを徐々に徐々に是正していつている。

隣の市はこれは全然ありませんから、水道の企業団とか。今でも四十数か所の水道の水源を持って、ほとんどが簡易水道系だと思いますけれども、それを運営しているわけです。もともとがそうであります。しかし、これをでは将来的に見たときに、全部これから修繕、補修が入ってくるわけであります。じゃあ、それが本当にいいのか。今、水道料金を下げましたね。今は下げられています。しかし、この後の水道管の耐震だとか、あるいは配水池の耐震だとか、あるいは水源の確保だとか、これはもう膨大な数値が出てくるわけであります。

そういうことを比較しながらの議員のご発言であれば、それはまあ容認をいたしますけれども、そういうものは一切抜いて、今、貯金がこのくらいあるとかそんな程度の議論でこの財政を論じられますと、なかなか応答もかみ合わない部分が出ます。我々も財政的に数値がいいと思っているわけでありませんので、それらをきちんとこれからも規律をもって運営していつて、徐々に徐々にやはり安心できる財政状況を作り上げていきたいということでは、一生懸命やっているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 幸い監査委員には金融業界で長年経験を積んでこられた方が、こうして就いておられるわけであります。私は、今、市長がおっしゃったように、絶対的な借金の額であるとか、貯金の額であるとかで申しているわけではありません。要は事業を選択できる、交渉できるそういう余力があるということであります。その辺のことも考えあわせながら、財政運営に当たってほしいということだけ申し上げて、質疑を終わります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同僚議員からもいろいろと意見が出ましたけれども、この財政計画に基づいて実質公債費比率を下げているという計画の中であったわけでありますが、平成25年度は確か実質公債費比率も17.4か7という部分であったわけであります。その数値から見れば、かなり改善をされてきているなどという部分はあります。単年度で見ますと、平成24年度、平成25年度については下水道の部分というのはありますが、若干なりともこの比率はちょっと上がってきているというのを見ますと、全体計画の中で見た場合について、この決算のこの数値はどうかというところでの総括をお伺いしたい。

○議 長 市長。

○市 長 全体的な中で見ますと、1つの誤算といいますかは、平成23年の豪雨災害でありました。これを除きますと、大体財政計画である程度見通した水準、あるいはその水準以下で推移をしているというふうに思っておりますけれども、単年度的という部分になりますと、どうしてもやはり災害部分が大きくなるということであります。

それと、先ほどちょっと触れました、この後ですけれども、病院事業会計の中で見通している部分と実際に相違が出てきますと、厳しい数値に――財政的に状況がものすごく厳しくはなりますけれども、財政運営が困るというほどのことにはなるわけではないわけです。数

値的には若干上昇をする部分も一応今想定をしながら、また新しい財政計画の策定に取り組んでいくというところでありますので、よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で健全化判断比率についての報告を終わります。

○議 長 日程第 11、第 21 号報告 資金不足比率についてを議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、第 21 号報告につきましてご説明を申し上げます。先ほど報告申し上げました第 20 号報告に同じく、いわゆる健全化法に基づく指標の報告でございます。先ほどの部分と違いまして、今回は公営企業でございますので、健全化法では第 22 条の規定となるものでございます。

公営企業ごとの資金の不足が、事業規模、営業収益から受託工事収益を除いた額でございますが、その額に対してどの程度であるかを示すものでございます。算定式といたしましては、資金の不足額を事業規模で割ったものでございまして、この資金の不足額は先ほど第 20 号報告で連結実質赤字比率のところをご説明申し上げましたが、その算定に用いる資金不足額剰余額に同じでございます。

1 ページの中ほどに算定結果が出ております。水道事業会計、病院事業会計及び下水道特別会計の 3 会計では、資金の不足額は生じておりません。ですので、この表ではバーということでないという部分でございます。なお、ここにも早期の健全化基準値というのがございまして、20%でございます。

報告資料の 3 ページをお開きいただきたいと思います。この資料も数字それから文字が細かく見づらくて恐縮でございますが、上段の表の公営企業法適用企業でございます。水道事業会計と病院事業会計でございます。表の (1) a マイナス b の流動負債が健全化法の施行令で規定いたします、連結実質赤字比率の算定に用いる資金不足額でございまして、(2) の c マイナス d の流動資産が剰余額ということになっております。この部分を差し引きますと、剰余額 (5) の連結赤字比率算定数値の資金不足額・剰余金額となるわけでございますが、水道事業会計ほかいずれの会計も黒字となっております。したがって、(6) が資金不足額でございますが、不足がございませんので数値が入っておらず、資金不足比率は該当なしということになっております。

下段のほうは公営企業法の非適用でございます、下水道事業に関する部分でございます。上段の法適用の水道・病院と同じ見方でご覧いただきますと、資金不足はなく、資金不足比率は出てこないという状況でございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。監査委員。

○監査委員 それでは引き続きまして平成 25 年度決算に基づく資金不足比率の審査報告を行います。審査の対象につきましては、平成 25 年度決算に基づく資金不足比率及びその算

定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期間でございますが、平成26年7月28日から平成26年8月18日まででございます。若干資料のほうは26年7月28日から「28年」となっていますので、「26年」に訂正のほうをひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

審査の方法につきましては、審査に付された資金不足比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認められました。特別会計の水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計は、いずれも資金不足はございません。以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で資金不足比率についての報告を終わります。

○議 長 日程第12、第22号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは第22号報告について説明を申し上げます。これは地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、市が出資をしております六日町街づくり株式会社の経営状況について説明をするものでございます。資料に基づいて説明いたしますが、まず第20期の事業報告及び決算書をご覧ください。

1ページの1、現況に関する事項の(1)事業の経過及びその成果ですが、平成25年度におきましては、市立図書館建設工事に伴うテナントの移動が行われました。新しい「ラ・ラ」につきましては、大型スーパーそれから内科・整形外科の医院、日常生活の衣料品等及び図書館の「文化・健康・商業」これらの一体型施設として生まれ変わったものでございます。新しい図書館につきましては、本年6月1日にオープンをしております。

テナント全体の売り上げにつきましては、図書館に施設の一部を売却したために、テナント数が5店舗減少したこと及び図書館建設工事の影響もあり、対前年比で90.1%となりました。しかし、各テナントの賃貸契約方式を固定賃料契約としたことなどから、街づくり会社の第20期の決算は、売上高1億8,484万円で、前年比84.9%となりましたけれども、当期の純利益は925万円となっております。

続いて(2)の売上高の明細でございますが、先ほど説明したとおり固定賃料収入が前年比120%となっております。施設使用料が大幅に減額となっておりますけれども、これは施設使用料契約をしているテナントの退店、あるいは固定賃料契約へ移行したためでございます。手数料収入、共益費収入ともに増額となっております。直営店の売上高につきましては、

前期、第 19 期ですけれども、店舗の親業者が入替わったことに伴う在庫処分のバーゲンセール等が行われまして、一時的に売り上げが伸びましたが、今期はそれがなかったこと、あるいは図書館建設工事の影響などで前年比 67.5%となっております。

2 ページに移りまして（6）財産及び損益の状況の推移でございますが、第 20 期の売上高は 1 億 8,484 万円で前年比 84.9%になりましたけれども、当期の純利益は 926 万円となっております。この結果、純資産は 2 億 9,925 万円となっております。

3 ページに移ります。2 の会社役員に関する事項については、記載のとおり 7 名の取締役と 3 名の監査役というふうになっております。

4 ページの貸借対照表でございますが、表の左側、資産の部の流動資産 5,813 万円は、現金及び預金が主なものとなっております。有形の固定資産 9 億 3,390 万円につきましては、減価償却の関係で前年比 1,500 万円ほど減になっております。資産合計は 10 億 322 万円で、前年比で 1 億 840 万円ほどの減となっております。

表の右側、負債の部の流動負債 3,542 万円は、前年比で 8,265 万円の減となっております。固定負債 6 億 6,854 万円は、前年比で 3,500 万円ほどの減となっております。負債合計 7 億 397 万円は、前年比で 1 億 1,760 万円ほどの減というふうになってございます。

5 ページ損益計算書に移ります。売上高が 1 億 8,484 万円で売上原価が 4,056 万円となり、売上総利益は前年比 810 万円ほどの減で 1 億 4,427 万円となりました。この売上総利益から販売経費及び一般管理費を引いて、58 万円の営業損失となりました。ちなみに前期、第 19 期ですが、1,261 万円の営業損失でありました。

営業外収益は図書館建設工事に伴う移設補償費などのその他収益が 269 万円となりましたので、支払利息を加えた経常利益は 161 万円となりました。特別利益はくみあい生活センター退店による敷金返済金のうち、新潟県の持ち分を繰上償還に充てた債務免除益 850 万円となっております。この結果、前期 19 期は 1 億 263 万円の純損失でございましたけれども、今期は 926 万円の純利益というふうになっております。

続いて資料第 21 期の事業計画書及び予算書をご覧くださいと思っております。1 ページの 1、基本方針及び 2 ページの 2、会社役員に関する事項につきましては、記載のとおりでございます。

はぐっていただきまして 3 ページの第 21 期の予算書でございますが、第 20 期の決算額との比較表となっております。売上高につきましては、テナントの賃料や直営店の売り上げなどですが、1 億 8,270 万円となっております。売上原価は直営店の仕入原価 4,126 万円で売上総利益は 1 億 4,144 万円となっております。人件費や地代、共益費支払などの販売費及び一般管理費が 1 億 3,212 万円で、営業利益は 932 万円を見込んでおります。経常利益は 1,007 万円というふうになってございます。

特別利益 850 万円は、前期のところでも説明しましたけれども、くみあい生活センター退店による敷金返済金のうち、新潟県の持ち分を繰上償還に充当するものを債務免除益として計上したものであります。あわせまして、第 21 期の純利益は 1,680 万円を見込んでおります。

なお、ただいま説明しました貸借対照表、それから損益計算書、それから予算書などの資料の記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあるものでございます。以上で第 22 号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 いろいろと議論のあった部分で再スタートを切った街づくり会社でありますけれども、議会説明のときに第 20 期の予算というのをいただきました。これと対照をした中でちょっとお聞きをしてみたい。

まず 1 ページの売上高の部分でありますけれども、賃料については固定賃料にほぼ固めたということ、固定賃料 4,600 万円、変動はゼロ、施設使用料については 720 万円ということでありました。今回全体で収入が伸びているわけでありまして、変動賃料がまだ残っているというところであれば、どのようなお店の方が固定賃料への移行といたしますか、それをうんと言わなかったのかなというような部分があるかと思えます。手数料については、直売所の売り上げが伸びているということがありますので、当然増えてくる。

共益費でありますけれども、予算は 3,900 万円でありましたが、今回 5,744 万円という部分があります。相当この共益費の部分が増えているということがあります。懸念材料として、市の図書館部分についての共益費については実費であるという説明であったわけでありまして、市のほうが余計な負担を強いられているのではないかという、そういうような感じもするわけでありまして。

それと 4 ページの貸借対照表でありますけれども、現金及び預金が 3,498 万円という部分であります。未払金が 1,800 万円。いろいろ議論があった中で、租税でありますよね、租税の部分で滞納はどうかという部分があったわけですが、この未払金の中に租税というものが存在するというのであるならば、再スタートを切った時点でそういうことが絶対起きないという話であったのですけれども、そこら辺はどのようにになっているのか。

長期借入と長期未払金でありますけれども、長期借入についてはスタートして平成 28 年までは年間 283 万円の返済でいいと。ところが、平成 29 年からは年間 2,000 万円の返済ですよ、という計画でこのお店はスタートをしたわけでありまして。しかしながら、この現金及び預金とか未払金、長期借入金等を見ますと、はたしてその平成 29 年から借入金の元金 2,000 万円という部分の返済が可能となるようなスタートであるというふうに考えているのかどうか。私は非常に厳しいスタートだというふうに思っていますけれども、以上いかがでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 何点かございましたが、まず固定賃料関係は大幅に伸びて変動の賃料がまだ残っているという決算報告だということですが、これは更新時期等がございまして、期別の中で変動賃料部分が若干残ったということです。現在は更新の際に固定賃料制のほうに全店移行しているというふうに聞いております。

それから、共益費のほうでございまして、かなり管理上の部分で共益費が伸びてきている。この部分につきましては、当然、市の図書館部分の持ち分等にあわせて、その支払

い全体の中で負担をしていくということでございます。あえて必要のないものまでということでは当然なことだと思っておりますし、他のテナントさんも同じ条件の中で共益費を支払っているものというふうなことでございます。

それから、未払金の部分でございます。これについては長期のほうは先ほどの借入金でございますけれども、未払金につきましては、いわゆる消費税とかそういった部分が時期の関係でそこに残っているということございまして、税の話も出ましたけれども、これらについては適正に処理されているものというふうに理解をしております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この共益費の部分でありますけれども、市のほうは実費ということで実費の部分しかしないという部分です。けれども、これが決算で中ら1,600万円増えてくるというのは、わからないわけです。共益費なんていうのは年間の営業日からみれば、大体予定どおりにしかならないわけで、上がるとすれば電気料が上がったという程度なわけです。それがこれほど上がるというのは、ちょっとおかしいのではないかという部分で、この辺はしっかりと調査をしていただきたいと思えます。

未払金については消費税云々というのがありますけれども、端的に言ってしまえば固定資産税でありますよね。固定資産税についての滞納があったのか、ないのかは、非常に微妙な回答になるわけですが、この部分は絶対に起こりえないというところで始まったわけがあります。そうすると、もし、1年目のスタート時点でそういうものが発生をしたということになれば、非常に大問題であるわけです。

長期未払金の中には、多分まだ支払義務が残っている敷金があるわけです。長期未払金の2,100万円というのは、敷金の未払部分があるわけですから、この部分は敷金であろうと。ただ、上の段の未払金については、本当に固定資産税についてはどうなのかという部分があるわけです。この部分がはっきりしないと――議会であれほどもんだ中で再スタートを切った街づくり株式会社であります。本当にきちんと固定資産税を払いながらやっていけると、そしてまた高度化資金のほうも、自分の会社だけでちゃんと返済をしていけるというようなのがきちんと見えてこない、あのときの判断はどうだったかということが、議会人として問われるわけでありまして。ですので、この辺はきっちりと調べていただきたいと思えます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 共益費の部分については、内容についてまたよく調査をさせていただきます。租税、税金のほうの関係は、私どもとしましては、現在、適正にきちんと処理をされているものというふうに理解をしております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 同僚議員から数字的なシビアなところは質問をしていただきましたので、もうちょっとこうやわらかいところで1点だけ質問をしたい。私は六日町街づくり株式会社に期待するという立場で質問をするわけですが、21期のほうの事業計画の中で、事業計画の中に図書館を含む文化・健康・商業の一体的施設の再構築というふうにあります。私

はこの部分に非常に期待をしています。というのは、市長の報告にありましたように3か月で10万人の人が図書館に入るわけなので、こういう条件を生かせなければ、やっぱり私はだめだと思うのです。そこから中心市街地の活性化が始まるという意味もありまして、丸いぼっちの1番に書いてある云々の再構築というのは、非常に期待をしています。知り得る限りで、どのようなことを考えているのかというのがわかりましたら、ちょっと教えていただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず現状でございますが、報告にもありましたように図書館はいわゆるオープン後、客足は伸びておりまして、各テナントのほうも伸びているところもありますが、ただそのまま全部が全部伸びているという状況ではない。テナントによってはまだ回復できていない部分も聞いております。これはまあ一部には、客層が若干変わってきたというようなことを言っておられるのも聞いておりますが、それをいかに、そういった対応ができるか、こういったものがまた今後、ラ・ラの経営上、非常に重要になってくるものだと思っております。

いわゆるテナント会というものは、説明を去年したかと思いますが、ちょっとなくなったといえますか——ラ・ラの中のテナントに入っている方々が皆共同して、テナント会である振興策について話をするという、そのテナント会というものがなくなりました。ただし、今この図書館のオープンを機にお客さんがこうやって足を運んでいる、それをいかに取り込むかということで、あの中テナントの方々でそういう話し合い、また再構築しようというような話も聞いておりますので、その辺に期待をしているところでございます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 そのように進めていただきたいと思います。まだまだやっぱりテナントの皆さんは、自分たちの営業上のことだけで精いっぱいなのかもしれません。けれども、先ほど言いましたようにこれだけの条件をそろえていただいたわけですから、そういう好条件をいただいたんだと。自分たちは、ラ・ラだけではなくて地域の中心市街地の活性化をひっぱり上げていくぐらいの意気込みを持って、街づくり会社というのを今後運営するような形にもっていく、ここの意気込みだけでも持っていただきたいということを要望いたしまして、終わります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 経営をきちっとやっていただければということですが、私は役員については、多分任期は2年だというふうに思いますが、平成25年6月28日に就任されているということは1年ちょっと経過したということです。市長が今まで明言していることは、役員は引きあげるとことを言われております。そうした中で、登記上ではですが、来年6月28日、そういった方向ができるのか、ひとつお聞きしておきたいというふうに思います。

監査役については引き上げることができないという話をいただいているわけでありましてけれども、その辺もひとつニュアンスをお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 役員の引きあげにつきましては、議会で書面でも示しましたとおり、六日町の街づくり会社とは合意をしているということでもあります。このことは、ただ先ほど触れました中小企業何とか資金、ここと県とにまだ 100%私が了解を取ったことではありませんので、当然その了解をきちんと取りつけるべくこれからやっていく。来年、もうことし1年でありますから、そこに全力を尽くすということでもあります。

役員の引き上げのなことが、その貸付条項等に違反をするということになりますと、これはまあなかなか厳しいものがありますけれども、それらも含めて全力を傾けて、取締役からの撤退といえますか、これは一生懸命やっていかなければならないことだと思っております。

まだ 100%機構と県との中で話がついたということではありませんが、この街づくり会社とはもうそういうことで皆さんご承知のことだと思っておりますので、今後はその方向で全力を挙げて取り組むということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前向きな返答でありました。そういった街づくり会社との合意は、正式な文書もあるわけでありますので、それを、これから県や機構が拒否するということがあり得ないというのが今までの説明で私は思っているのです。それを再度きちんと聞いておきたいということなんです。そういった一連の流れを、当然、県も理解しているという話も、多分話の中ではあったかと思っておりますので、そこをひとつきちんとしていただきたいというふうに思います。

私は第三セクターというものでこういった形ができ、それがやっぱり自力で運営できるようなそういった道筋をつけたというこの経過を、やはり大事にしてもらいたいですね。そうしないと、最終的な問題ということになりますと、出資金だけの問題ということになるかと思うのです。そこが一番、今後投入をしていかなければならないことのないような運営を、きちんとこの1年間でしていくということが、大切なことだなというふうに思っておりますので、ひとつ進言しておきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第 13、第 23 号報告 継続費精算報告書について（南魚沼市水道事業会計）を議題といたします。説明を求めます。水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは 23 号報告 水道事業会計の継続費精算報告についてご説明申し上げます。水道事業の継続費につきましては、水道事業の創設認可の平成 16 年から 10 年間の平成 25 年度までの設定ということになっておりますけれども、平成 25 年度の決算をもちまして継続事業が終了いたしましたので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規

定によりまして報告をするものでございます。

3 ページの別紙をご覧くださいと思います。最初に事業名ですが第 1 次拡張事業費ということでもあります。一番左の全体計画であります、事業費の総額 21 億 9,847 万 1,000 円でございます。年度別の事業費年割額でございますが、その財源内訳については記載のとおりとなっております。この全体計画に対しまして 10 年間の実績、中ほどの表になりますが、財源内訳等については記載のとおりでございます。この 10 年間の主要な事業としましては、平成 21 年からの中央の監視システムの更新ということで、事業費が 6 億 7,000 万円ほどでございます。そのほかは水道管の敷設それから船ヶ沢の配水池の築造というような事業がございました。

10 年間の実績でございますが、支払義務発生額の総額であります。17 億 7,614 万 1,103 円ということで、財源内訳でございますが企業債 12 億 10 万円、損益勘定留保資金が 5 億 7,604 万 1,103 円となっておりますが、この留保資金のまた内訳がございますので簡単に申し上げます。留保資金の内訳でございますが、国の補助金が 1 億 8,542 万円、分担金が 873 万円、工事補償金 3,604 万円、それから純粹の留保資金といいますが、そういったものが 3 億 4,583 万円ということになっております。一番右側の比較欄でございますが、10 年間の総事業費と支払義務発生額の差、いわゆる不用額ということになりますが、4 億 2,232 万 9,897 円となっているものでございます。

なお、平成 26 年度からは新潟県の市町村課とも話をする中で、継続費の設定はしないということで、年度、年度の事業費の中で事業を執行していくということで進んでいるところでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で継続費精算報告書について（南魚沼市水道事業会計）の報告を終わります。

○議 長 これより特別会計及び公営企業会計の決算認定議案の審議に入りますが、各決算認定議案は委員会付託となりますので、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、他の人に質問の機会を譲るようお願いいたします。

○議 長 日程第 14、第 68 号議案 平成 25 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 68 号議案 平成 25 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について提案理由を申し上げます。

平成 25 年度は税率を据え置く中で支払準備基金は繰り入れたものの、一般会計からの法定

外繰入金を繰り入れることなく会計運営を行い、黒字決算で終えることができました。

歳入では、保険税は前年度比 4,321 万円減の 16 億 7,925 万円、現年分収納率は 94.9%で対前年比が 0.8 ポイントの増となりました。

支払準備基金繰入金は 7,300 万円の皆増となりました。前年度繰越金は 1 億 627 万円と大幅増の 2 億 1,799 万円であります。

歳出では保険給付費の 36 億 5,230 万円は、対前年度比 0.3%で 1,172 万円の微減であります。減ったところであります。歳入総額は 61 億 5,012 万円、前年度比 0.7%、4,225 万円の減額、歳出総額は 59 億 7,686 万円で、前年度比 247 万円の微増となりました。実質収支額では 1 億 7,326 万円の黒字決算となったところであります。

なお、平成 25 年度末の支払準備基金の残高は、4,326 万円で、対前年度比 7,296 万円の減額であります。

この後、概要につきまして、市民生活部長に説明させますので、ご審議賜り認定をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは私のほうから平成 25 年度国民健康保険特別会計決算の概要を説明させていただきたいと思いますが、資料といたしましてこちらの 10 ページほどの冊子になりますけれども、第 68 号議案から 72 号議案資料、平成 25 年度特別会計決算説明資料こちらのほうを使って説明をさせていただきたいと思いますので、お手元のほうにご用意をいただきたいと思います。

それでは資料の 1 ページになりますが、歳入の款別に予算現額以下の項目を前年度決算額と比較した表になっております。表の一番右の欄、収入済額の前年度比較増減欄の主な内訳等欄に、前年度との主な増減理由が記載されております。

それではまず第 1 款国民健康保険税について、前年度比較増減で調定額が 1 億 394 万円の減、理由といたしまして現年度分においては、一番右の欄記載のとおり被保険者数が減少したことにより 4,258 万円の減、それから滞納繰越分調定額については、年々減少しております、調定額で 6,136 万円減少したことによります。収入済額は 2.5%、4,321 万円の減となっておりますが、収納率は一般分と退職分を合わせた現年度分において、前年度比 0.8 ポイント増の 94.9%となりました。

現年度収納率については、平成 23 年度から 3 年連続で前年度を上回ることができました。滞納繰越分の収納額は前年度比 1,640 万円減の 1 億 1,954 万円となりました。不納欠損額は 620 万円の増となっております。収入未済額は 4 億 1,758 万円で、比較増減 6,693 万円減じることができました。

次に 3 款国庫支出金、収入済額比較増減 7,011 万円の減。主な減額理由は、前年度において療養給付費負担金の過年度精算金の追加収入が 6,974 万円あったことによるものでございます。

5 款前期高齢者交付金 10 億 1,403 万円、対前年度 4,740 万円の減となっております。

6 款県支出金 3 億 3,715 万円、対前年度 1,117 万円の減となっております。減額の内訳につきましては、表右欄のとおりです。

8 款共同事業交付金 6 億 7,537 万円であります。市町村からの拠出金を財源として県単位で費用負担を調整するものです。1 件 30 万円以上のレセプトを対象とする保険財政共同安定化事業と、1 件 80 万円以上のレセプトを対象とする高額医療費共同事業があります。

10 款繰入金 4 億 556 万円、比較増減 6,481 万円の増。増減の内訳については表の右欄のとおりとなっております。一般会計からの繰入金は全て基準内の繰入金となっております。前年度はなかった支払準備基金からの繰り入れ 7,300 万円を行いました。

その他の款に係る額、4 款の療養給付費等交付金は、前年度に過年度の精算による追加交付があったことから、本年度減額の額が多くなっています。11 款繰越金 2 億 1,799 万円ありますが、対前年比 1 億 627 万円の増です。歳入合計で 61 億 5,012 万円、対前年度比 0.7%、4,225 万円の減となっております。

それではめくっていただいて 2 ページ歳出になります。1 款総務費、支出済額比較増減 29 万円の微増となっております。職員の給与、レセプト点検専門員賃金、共同電算処理業務委託料及び国保運営協議会運営費となっております。

2 款保険給付費、支出済額比較増減 1,172 万円の減、主な内訳については、表右欄記載のとおり一般被保険者数は 335 人減少しましたが、保険給付費は増となりました。退職被保険者数は 197 人減少し、給付費も減となっております。

3 款後期高齢者支援金等、前年度とほぼ同額の 8 億 8,392 万円でした。国保会計から社会保険診療報酬支払基金へ拠出する、現役世代からの支援金となっております。

4 款前期高齢者納付金等 87 万円ですが、65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療給付に要する経費と事務費負担分として社会保険支払報酬支払基金へ納付したものであります。

6 款介護給付金、前年度とほぼ同額の 4 億 2,105 万円でした。各保険者から社会保険支払報酬支払基金への納付金であり、厚生労働省から示された数値に基づき支払ったものであります。

7 款共同事業拠出金、支出済額比較増減 3865 万円の減、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金であります。30 万円以上の医療給付費を対象として、県内全ての市町村が拠出し国保連合会が事務処理する事業への拠出金であります。

8 款保健事業費 6,003 万円ありますが、40 歳から 74 歳までの被保険者に係る特定健診・特定保健指導及び人間ドック等の保険事業に伴う費用であります。

その他の款にかかる額としまして、11 款諸支出金で過年度国県補助金の精算に伴う返還金 6,715 万円、こちらのほうが増額となっております。療養給付費等負担金等の前年度受領額の精算を行ったものです。

一般会計繰出金、前年度において前々年度の一般会計繰出金の精算を行っていたものですが、本年度は皆減となったものであります。

歳出合計で 59 億 7,686 万円、対前年度 247 万円の減、歳入歳出差額につきましては、対前

年度 4,472 万円減の 1 億 7,326 万円、全額平成 26 年度会計に繰り越すことといたしました。

以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 次に監査報告をお願いいたします。

監査委員から第 68 号議案から第 72 号議案までの特別会計 5 会計の監査報告を、ここで一括して行わせていただきたい申出がありました。これを許したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは、監査委員の監査報告を求めます。監査委員。

○監査委員 それでは、平成 25 年度南魚沼市特別会計歳入歳出決算の審査報告を行います。

審査の概要ですが、審査の対象につきましては、平成 25 年度南魚沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計歳入歳出決算、平成 25 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成 25 年度南魚沼市城内診療所特別会計歳入歳出決算、平成 25 年度南魚沼市下水道特別会計歳入歳出決算でございます。

審査の期間でございますが、平成 26 年 7 月 14 日から平成 26 年 8 月 18 日まででございます。

審査の方法につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書が、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、及び予算は適正に執行されているかを主眼に審査を行いました。また、必要に応じ、関係職員からの内容聴取等を実施いたしました。

審査の結果でございます。総括としまして、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されていたと認めました。予算の執行についても適正なものとして認めました。

4 ページをご覧ください。3 の特別会計決算審査意見でございます。(1) として国民健康保険特別会計。決算額は、歳入総額 61 億 5,012 万円、歳出総額 59 億 7,686 万円で、翌年度に繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は 1 億 7,326 万円の黒字でございます。

収入済額は 61 億 5,012 万円で、前年度より 4,225 万円の減、予算現額に対する執行率は 95.9%、調定額に対する収入率は 93.4%となっています。また、国保税の収納率は 79.4%で、前年度より 1.8 ポイント上昇しました。収入未済額は 4 億 1,176 万円で、内訳は全額国保税で、一般被保険者分が 3 億 9,721 万円、退職被保険者等分が 1,455 万円でございます。

支出済額は 59 億 7,686 万円で、前年度より 247 万円の増、予算現額に対する執行率は 93.2%、不用額は 4 億 3,555 万円となっています。特に保険給付費 36 億 5,230 万円は、支出額の 61.1%を占めていますが、前年度より 1,173 万円の減となりました。内訳は療養諸費 32 億 4,779 万円、高額療養費 3 億 7,781 万円等でございます。

国保税の不納欠損額は 2,392 万円で、その内訳は一般被保険者分が 2,366 万円、退職被保険者等分が 25 万円で、前年度より 621 万円の増となっています。いずれも地方税法の規定に

よるものでやむを得ないものでございます。

収入未済額は4億1,176万円で、前年度より6,693万円の減となりました。現年課税分から優先徴収し、滞納額を増やさない方針により、収納率の向上を図っておりますが、滞納繰越分についても厳格な管理と収納確保に努めていただきたいと思います。

国民健康保険の被保険者数は1万6,349人で、前年度より532人の減となっています。団塊世代の加入等により年々高齢者の占める割合が大きくなっています。その結果、1人当たりの療養の給付額は一般、退職合わせた金額で19万6,270円と、前年度より6,369円の増でございます。日ごろの健康管理や生活習慣病の予防など、市民が主体的に取り組む健康増進について、積極的に支援をしていただきたいと思いますというふうに思います。

(2) 番目、介護保険特別会計でございます。決算額は、歳入総額60億321万円、歳出総額58億5,994万円、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は1億4,327万円の黒字でございます。

収入済額は60億321万円で、前年度より2億7,907万円の増、予算現額に対する執行率は99.8%、調定額に対する収入率は99.8%となっております。

収入未済額は991万円で、その内訳は全額介護保険料でございます。

支出済額は58億5,994万円で、前年度より2億7,268万円の増、予算現額に対する執行率は97.4%、不用額は1億5,816万円となっています。特に保険給付費は54億7,133万円と支出済額の93.4%を占めており、前年度より2億5,395万円の増となっています。主な内訳は、介護サービス等諸費49億3,530万円、特定入所者介護サービス等費2億6,288万円であります。

介護保険料の収入済額は10億2,596万、収納率は98.6%、収入未済額は991万円となっています。内訳は現年度分が484万円、滞納繰越分が507万円でございます。

介護保険料の不納欠損額は460万円で、前年度より162万円の増となりました。介護保険法の規定によりやむを得ないものですが、滞納については、厳格な管理と収納確保に努めていただきたいと思います。

年度末現在の要介護度別認定状況は、第1号被保険者3,227人、第2号被保険者85人、合わせて3,312人で、前年度より135人の増となりました。

介護サービス等の給付状況をみると、延べ利用者数は7万9,945人で、前年度より2,330人の増、給付額は51億1,278万円で、前年度より2億2,790万円の増で、延べ利用者1人当たりの給付額は6万3,954円で、前年度より1,017円の増となっています。延べ利用者数、給付額とも年々増加傾向にあります。

高齢化の進展や施設の増設等により介護サービスの需要は増加し、保険給付費が年々増加傾向にあります。平成24年度に保険料の改定があり、収支は改善されたものの、地域支援事業である介護予防事業の取り組みについては、引き続ききめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

3番目といたしまして、後期高齢者医療特別会計でございます。決算額は、歳入総額4億

7,680万円、歳出総額4億6,923万円、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は757万円の黒字でございます。

収入済額は4億7,680万円で、前年度より288万円の増、予算現額に対する執行率は97.5%、調定額に対する収入率は99.9%となっております。

支出済額は4億6,923万円で、前年度より314万円の増、予算現額に対する執行率は96.0%、不用額は1,959万円となっております。後期高齢者医療広域連合納付金が主であり、支出済額の96.3%を占めています。

後期高齢者保険料の不納欠損額は12万円で、高齢者の医療の確保に関する法律によるもので、やむを得ないものであります。

収入未済額49万円については、前年度より47万円の減となっております改善がみられますが、引き続き収納確保に努めていただきたいと思います。

被保険者数は9,696人で前年度より96人の減となりました。なお、障がい認定による被保険者は209人となっており、また保険料の総額は、3億2,179万円で収納率は99.8%、1人当たりの保険料調定額は3万3,147円で、前年度より513円の増となっております。

平成25年度より、人間ドックの助成、肺炎球菌予防接種助成等が新設されました。また、高齢健診については1,999人が受診されました。制度の充実により受診者の負担軽減が図られるものであり、ぜひ推進をお願いしたいと思っております。

(4) 城内診療所でございます。決算額は、歳入総額4億1,420万円、歳出総額3億8,246万円、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は3,174万円の黒字でございます。

歳入不足を補填する一般会計からの繰入金は、1億2,997万円となっております。収入済額は4億1,420万円で、前年度より3,197万円の減、予算現額に対する執行率は101.7%、調定額に対する収入率は99.9%となっております。

支出済額は3億8,246万円で、前年度より4,213万円の減、予算現額に対する執行率は93.9%、不用額は2,465万円となっております。

本年度の総患者数は1万7,483人で、前年度より3,450人の減となっております。内訳は入院患者数が4,889人で、前年度より935人の減、外来患者数が1万2,594人で、前年度より2,515人の減となっております。

診療収入は、入院収入3,996万円、外来収入1億8,120万円、介護保険収入1,861万円、その他2,127万円となっております。また、収入額は前年度より2,809万円の減となっております。医師不足のためやむを得ない面もありますが、平成27年6月の魚沼基幹病院開院に伴う医療再編により、方向性も示されたようでありますので、引き続き地域に貢献できる医療施設として健全経営に努めていただきたいと思います。

5番目といたしまして、下水道特別会計でございます。決算額は、歳入総額54億8,096万円、歳出総額54億2,797万円で、翌年度に繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額385万円を差し引いた実質収支額は4,913万円の黒字でございます。

収入済額は 54 億 8,096 万円で、前年度より 4 億 1,830 万円の増、予算現額に対する執行率は 88.3%、調定額に対する収入率は 88.1%となっております。

支出済額は 54 億 2,797 万円で、前年度より 4 億 852 万円の増、予算現額に対する執行率は 87.4%、不用額は 7,786 万円となっております。

不納欠損額は、分担金 58 万円、負担金 11 万円、使用料 79 万円で、合わせて 147 万円でございます。地方自治法及び都市計画法の規定によるものでやむを得ないものでございます。

分担金、負担金及び使用料の収入未済額は 3,844 万円で、前年度より 339 万円の減となりましたが、依然多い金額でありますので、厳格な管理と収納確保に努めていただきたいと思います。

市債の本年度起債額は 15 億 3,060 万円、償還額は 19 億 6,855 万円、年度末残高は 318 億 3,125 万円となっております。

市全体の下水道普及率は 96.4%と、前年度より 1.5 ポイント上昇いたしました。

下水道普及率も年々向上してきており、生活環境も改善が図られております。公債費は 26 億 5,127 万円と前年度より 5,747 万円の減となりましたが、歳出総額の 48.8%を占めており、財政状況は依然として厳しい状況にあります。現在、面整備の平成 27 年度完了に向け事業促進中でございますが、普及率 100%の早期達成を目指すとともに、水洗化率の向上、維持管理の効率化を徹底していただきたいと思います。

なお、特別会計決算の概要詳細につきましては、43 ページ以降に記載してありますのでご覧いただきたいと思います。以上で審査報告を終わります。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は 3 時 20 分といたします。

[午後 2 時 58 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後 3 時 20 分]

○議 長 第 68 号議案の質疑を行います。6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 詳細部分は委員会の中で同僚議員から聞いていただきますけれども、1 点だけお願いしたいのですが、国保会計不納欠損についてであります。不納欠損額 2,300 万円ということで大変大きな数字になっているわけですが、前段に言わなければならないのはその滞納額ですね、収入未済額。滞納額は 2 年前まで、平成 23 年度決算のときは 5 億 4,000 万円近くありましたけれども、2 年間で 2 億 1,100 万円に減りました。これは大変な努力だというふうに思うのです。

けれども、その背景にちょっと心配なのは、不納欠損額というところが私は気がかりです。ことし 600 万円増えて 2,300 万円になり、前年度も 1,700 万円でしたよね。それも普通のその前の年までは 600 万円から 800 万円ぐらいの不納欠損額だったのですけれども、前年度あたりから急に 600 万円、700 万円、800 万円増ということになっていきます。監査委員報告にもありましたように、地方税法上の規定によるものでやむを得ないということでしょうけれども、それにしてもちょっと額が大変、急に多くなっているのです、その背景の部分の部分をちょっと

お話しただけならというふうに思いますので、そこだけお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 途中でもちょっと触れたかと思えますけれども、今、国保税に限らず税金の徴収の方針としましては、とにかく現年分を重視しようという中で、昨年もお話をさせていただきましたが、今までは臨戸徴収というようなことでそれぞれの滞納者のところを月々回ってというような徴収方法もとっておりました。このごろはそちらのほうはかなり縮小をして、そのかわり残ったもので財産調査をしっかりとやろうという方針で、今、考えております。

それで、今まで滞納欠損処分の方も比較的少なかったというのは、財産調査のほうが進んでいなかったというようなことから、欠損のほうがなかなか進まなかったという面もあります。ですので、財産調査をした結果、徴収すべきものがあるものについては、差し押え、あるいは競売等をどんどん行っていく。それを、財産調査をしてもやはりどうしても財産がなかったり、それから収入があったとしても差し押え金額以下であったりというようなもの、どうしても今後もう見込みがないもの、これらについていつまでも滞納繰越というようなことでいくのではなくて、なるべくこの部分についてはめりはりをつけていこうというような方針に変更していることから、不納欠損額も増えておりますし、滞納の徴収額も増えておりますし、現年徴収率も上がっていると、こんなふうなことで考えております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 そう言われてみると前にも聞いたような気がします。そういうところはそういう方針だということはわかりましたけれども、ただ、それはやっぱり地方税法のどこかに根拠していることでしょうか。そこら辺が、自分たちのもう見込みが立たないのというような自己判断といいますかそういうのじゃない——細かいことはいいですので——地方税法に根拠して落としているところであることだけを確認したいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 当然、地方税法それから国税徴収法に基づいたものになっております。この不納欠損をする前に執行停止というものをかけておりますけれども、こちらにつきましても財産がないこと、それから生活困窮していること等の要件がありますので、これに従って判断をさせていただいております。以上です。

○議 長 質疑を終わることに……。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1億7,326万円の黒字という報告がありますけれども、主な原因といえば多分医療費がかからなかったということではないかと思えますが、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

あと、一般会計の繰り入れがあったわけでありましてけれども、私は一般会計からの繰り入れは、国保会計として繰り越し等に処理をしたらどうかという意見を持っているものですが、今それがどういうふうに処理されたかの説明を求めたいと思います。

そして、1億7,326万円の黒字というのは、世帯数で割ってみますと1万9,690円ですね。

1万9,690円一世帯当たり増える、要するに集め過ぎという結果が出たということです。そういうことからして、なかなか国保が高くて払えないという話を聞くわけでありますがけれども、その辺の手当てが——やっぱり、手当てに踏み切るべきではないかなというふうに考えますがいかがでしょう。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今ほど1億3,000万円ほどの黒字ということで、この部分については集め過ぎのお金ではないかというようなご質問ですけれども、先ほど説明をさせていただきましたように、平成24年度からの繰越金が約1億円ほど増えていたというものを、どちらかというと平成25年度に使わせていただいて翌年度への繰越金が減ったというような状況かと思っております。

それから、基金につきまして7,300万円を平成24年度には入れなかった分を、平成25年度には7,300万円繰り入れたということが、繰越金が発生している理由だというふうに考えております。

それで、一般会計からの繰入金ですけれども、こちらにつきまして平成25年度については、予算的にも法定外の繰り入れについては前年度からの繰越金が十分にあったことから、この部分については繰り入れないということで、今のところ法定外の分には平成25年度は入っておりません。平成26年度の当初予算には当然入っておりますけれども、という状況です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 予想をしてこういった結果が出たということではありますが、私は徴収もやられている市民課ですので、実情を鑑みた形で基金を準備され、そしてまたこういった余剰金等がもし出るようであるならば、極力、保険料を下げていくという方向をひとつ模索していただきたいというふうに思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第68号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第15、第69号議案 平成25年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第69号議案 平成25年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について提案理由を申し上げます。

平成25年度は第5期計画の中間年度に当たります。歳入では、保険料は第1号被保険者の増加により、前年度比3%増の10億2,596万円の決算となりました。国県支出金及び一般会計繰入金等は基準による収入であります。施設整備等による保険給付費の増に伴い、前年度比で国庫支出金が3%、県支出金が4.3%、一般会計繰入金が4.5%、それぞれ増となったところであります。

歳出では、平成24年度から平成25年度にかけて、地域密着型介護施設等の施設整備が進

んだことにより、地域密着型の介護サービス給付費が前年度比 8.5%、居宅介護サービス等施設介護サービスの給付費がそれぞれ 2.8、5.3%の増となり、これらによりまして保険給付費総額では、前年度比 4.9%増の 54 億 7,133 万円の決算となりました。また、地域支援事業は前年度比 0.9%増の 1 億 3,436 万円の黒字決算となったところであります。

歳入総額は 60 億 321 万円で、前年度比 4.9%、2 億 7,907 万円の増額、歳出総額は 58 億 5,994 万円で、前年度比 4.9%、2 億 7,268 万円の増額となり、実質収支額では 1 億 4,326 万円の黒字決算となりました。

概要につきまして、福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは平成 25 年度介護保険特別会計の決算の概要につきましてご説明申し上げます。

当会計につきましても先ほどの国保会計と同様、特別会計決算説明資料に基づいてご説明申し上げますので、ご用意いただきたいと思います。

資料の 3 ページ及び 4 ページになります。初めに歳入です。3 ページ、各款の右から 5 番目、収入済額をご覧いただきたいと思います。なお、前年度比較増減の主な内訳につきましては、最右欄をご覧いただきたいと思います。

1 款保険料です。前年度に引き続き、団塊の世代の方々等が 65 歳に到達し始めたことによりまして第 1 号被保険者の増などにより、前年度より 2,999 万円、3.0%増の 10 億 2,596 万円となりました。なお、収納率は 98.6%で前年度と同じ数値となっております。介護保険法の規定によりまして 122 人分、459 万円ほどの欠損処分とし、現年度分及び滞納繰越分を合わせた収入未済額は、前年度より 105 万円減の 990 万円となりました。

次、2 段目の国庫支出金です。主な内訳は 1 項国庫負担金、2 項国庫補助金ですが、国庫負担金は施設給付費の 15%、施設以外の給付費 20%という介護保険のルールによりまして算定された額でありまして、施設整備の進展による保険給付費の増加に伴いまして、前年度より 3,441 万円、3.6%増の 9 億 9,083 万円であります。次に国庫補助金につきましては、調整交付金及び地域支援事業交付金でいずれもルールに基づく算定の額によりまして、前年度より 812 万円、1.8%増の 4 億 4,812 万円となりました。以上、4 款合計では前年度より 4,254 万円、3.0%増の 14 億 3,896 万円の決算となりました。

その次、5 款支払基金交付金は、第 2 号被保険者の負担分でありますけれども、これもルールに基づきまして保険給付費の 29%が交付され、給付費の増に伴い前年度より 3,151 万円、2%増の 15 億 9,097 万円となりました。この増減の内訳としましては、介護給付費分 3,160 万円増、地域支援事業分が包括支援事業減少により 16 万円の減となっております。

次、6 款県支出金です。主な内訳は 1 項の県負担金それから 2 項の県補助金です。県負担金はルールに基づく負担により、介護給付費のうち施設給付分 17.5%、施設以外の給付費分 12.5%の合計額としまして、前年度より 3,483 万円、4.6%増の 7 億 9,763 万円となりました。

また、県補助金は、地域支援事業費に対しルールに基づき算定された額でありまして、こちらでも地域支援事業交付金のうち包括的支援事業の減により、前年度から73万円、3.2%減の2,251万円となりました。以上、6款合計では前年度比4.3%、3,410万円増の8億2,015万円となりました。全体的な増加要因は、施設整備等による介護給付費の増加に伴うものであります。

次、8款繰入金ですが、1項一般会計繰入金と2項の基金繰入金です。一般会計繰入金は保険給付費及び地域支援事業費について、それぞれルールにより算出された額に人件費及び事務費相当額を加えたもので、前年度より3,598万円、4.5%増の8億2,827万円となりました。また、基金繰入金では平成25年度も前年度同様、介護給付費準備基金からの繰り入れのみでありますけれども、保険料軽減等に充当するため前年度より5,208万円、54.1%増の1億4,832万円の繰り入れとなりました。以上によりまして8款合計で、前年度より8,806万円、9.9%増の9億7,660万円となりました。

10款諸収入は、延滞金及び雑入ですが、食の自立支援事業をはじめ各種事業の実費徴収金や第3者納付金が増えたことなどによりまして、前年度より142万円、22%増の788万円となりました。

最後の欄、その他の款にかかる額の内訳につきましては、2款の分担金及び負担金、それから3款の使用料及び手数料、7款の財産収入、9款の繰越金であります。総額で前年度より5,124万円増となりました。その要因は前年度繰越金の増によるものです。

以上、歳入合計では60億321万円となりまして、前年度比4.9%、2億7,907万円の増額決算となりました。

はぐっていただきまして4ページです。歳出です。こちらは支出済額のところをご覧いただきたいと思っております。

1款総務費です。これは総務管理費、徴収費、介護認定審査費等の合計額となります。このうち総務管理費は、職員9人分の人件費や事務費、介護認定審査会事務費になりますし、介護認定審査会費は2人分の人件費や事務費など運営に要する費用額の合計であります。以上、1款の合計としましては、前年度より384万円、3.1%増の1億2,797万円の決算となりました。

2款保険給付費です。介護保険事業のメインとなります。予防を含めた各種介護サービスに係る費用の総額です。主な内訳といたしましては、1項の介護サービス等諸費、これは平成24年度から平成25年度にかけて地域密着型施設等の施設整備によりまして、地域密着型サービス、居宅介護サービス、さらに施設介護サービスについて利用者数それから給付額ともに増加したことによりまして、前年度より2億1,339万円、4.5%増の49億3,530万円でした。

2項の介護予防サービス等諸費は、要支援の認定者数も14.9%増えまして、サービス受給者数も9.4%増となったことなどによりまして、前年度より1,451万円、8.9%増の1億7,748万円となりました。

3項その他諸費につきましては、介護給付費審査に要する手数料が3%増になったことによります。

その他、4項高額介護サービス等費それから5項の高額医療合算介護サービス等費、これはそれぞれ利用件数が増えたことによりまして、給付額の合計は368万円、4.1%増でした。

それから最後に6項特定入所者介護サービス等費は、低所得者層の利用増により、前年度比9.2%増となりました。

以上、2款保険給付費の合計では、前年度比4.9%、2億5,395万円増の54億7,133万円の決算となりました。

次、3款地域支援事業費ですが、これも1項介護予防事業、2項包括的支援事業・任意事業とありますが、それぞれ事業ごとに多少増減がありますけれども、ほぼ前年度並みでありまして、3款合計といたしまして前年度より117万円、0.9%増の1億3,437万円の決算となりました。5項基金積立金ですが、介護給付費準備基金に9,033万円を積み立てたものでありまして、平成25年度の残高は3億1,131万円となっております。

最後、その他の款にかかる額につきましては、4款の諸支出金及び6款予備費です。予備費の支出はありませんので、全て諸支出金ですが、償還金及び還付加算金になります。平成25年度介護事業の精査に伴う国県補助金負担金及び交付金の返還が主なものでありまして、合計額は前年度に比べ2,816万円増の3,593万円です。

以上、歳出合計が58億5,994万円となります。前年度比4.9%、2億7,268万円の増額決算となりました。歳入歳出差引額は1億4,326万円となりまして、前年度に比べ4.7%、639万円の増となりました。このうち、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額の1億4,326万円であります。以上で概要説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第69号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議はあす9月2日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後3時43分〕